

事業所税
申告の手引

金 沢 市

目 次

I	事業所税のあらまし	1
II	事業所税の内容	
1	課税客体	2
2	納税義務者等	3
3	課税標準	10
4	税率・税額	19
5	免税点	20
6	非課税	23
7	課税標準の特例	29
8	申告及び納付	30
9	税額のない方の申告・その他の申告	31
III	加算金及び延滞金	32
IV	非課税適用項目一覧表	33
V	課税標準の特例適用項目一覧表	36
VI	減免	39
VII	実務問答	44
VIII	事業所税の申告書・申請書の様式等	54

※ 引用条文の法令名略語は以下の法令名を表します。

「法」	地方税法
「令」	地方税法施行令
「則」	地方税法施行規則
「法附則」	地方税法本法附則
「令附則」	地方税法施行令附則
「則附則」	地方税法施行規則附則
「条 例」	金沢市税賦課徴収条例
「規 則」	金沢市税賦課徴収条例施行規則

本書は令和8年4月現在の法令等に基づき作成しています。その後、法令等の改正があった場合には、改正後の法令等に基づきお取り扱いくださるようお願いします。

I 事業所税のあらまし

1 事業所税について

事業所税は、人口や企業が過度に大都市に集中することによって発生する交通問題・公害問題・ゴミ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備及び改善に必要な財政需要を賄うための目的税であり、東京都(特別区の存する区域)や、金沢市などの人口 30 万人以上の都市が課税団体となっています。

事業所税は、その創設の趣旨から大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所(以下「事業所等」といいます。)に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は支払給与額という外形標準を課税標準として課税する仕組みになっています。

2 課税のしくみ

詳細については、それぞれの項目で説明しますが、事業所税は事業所等において事業を行う法人又は個人に対して、おおむね次のような内容で課税されます。

区 分	事 業 所 税	
	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人・個人	
課 税 標 準	市内の事業所用 家屋の延床面積	従業者給与総額
税 率	1 m ² につき 600 円	0.25%
免 税 点	合計延床面積 1,000 m ² 以下	合計従業者数 100 人以下
	(課税標準の算定期間の末日の現況による。)	
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人……事業年度 個人……1 月 1 日～12 月 31 日	
納 付 方 法	申 告 納 付	
納 付 期 限	法人……事業年度終了の日から 2 ヶ月以内	
	個人……翌年の 3 月 15 日	

(注) 事業所税は、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。

Ⅱ 事業所税の内容

1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

事業所等とは (取扱通知(市) 第1章第1節6)	事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいい、基本的には、住民税や事業税の事務所・事業所と同じ考え方によるものです。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに附属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所等に含まれます。無人倉庫など人的設備を欠く施設もこれらを管理する事務所等が市内にある場合にはもちろん、管理する事務所等が市外にある場合も事業所等に該当します。 一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一単位の事業所等となります。また、近接した二以上の場所で経済活動が行われる場合でも、一方が他方の単なる分館的なものであるときは、両者を合わせて一の事業所等になります。
事業所等に該当しないもの	(1) 社宅、社員寮などの住宅 住宅は、事業所税の課税対象ではありません。 (2) 設置期間が2～3ヶ月程度の現場事務所、仮小屋等 これらの場所で行われる事業に継続性がないため事業所等に該当しません。 (3) 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの。 (2)と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、(2)の場合より設置期間の長いものも事業所等には該当しません。
事業所等において行われる事業とは	事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。 事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。
家屋とは(不動産登記規則第111条)	屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。したがって、固定資産税における家屋の意義と一致します。
事業所用家屋とは(法701の31①(6))	家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

〔Ⅶ 実務問答 問1・2……44頁参照〕

2 納税義務者等

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人です。したがって、事業所等の用に供している家屋(以下「事業所用家屋」といいます。)の所有権との関連は問いません。(法 701 の 32①、取扱通知(市)第 1 章第 1 節 6)

(注) 法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者となります。他の者が事実上事業を行っていると認められる場合とは、次のような場合をいいます。

- ① 事業の名義人が事業の経営に関与せず、何らの収益も得ていない場合
- ② 事業の取引の収支が事業の名義人以外の者の名において行われている場合
- ③ 事業の名義人は他の者の指示によって事業を経営するにすぎず、その収支は実質的には他の者に帰属する場合

〔Ⅶ 実務問答 問 6 ……46 頁参照〕

1 人格のない社団等の納税義務 (法 701 の 32③)

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて、納税義務者となります。(ただし、非収益事業は非課税となります。)

2 通常の共同事業又は共同行為を行う場合 (法 10 の 2 ①)

二以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯納税義務を負います。(共同申告の必要はありません。)[Ⅶ 実務問答 問 5 ……45 頁参照]

3 特殊関係者を有する場合のみなし共同事業の特例(法 701 の 32②、法 10 の 2 ①、令 56 の 21①、②)

事業所税の取扱いでは、税負担の均衡などから、みなし共同事業に係る課税の特例が設けられています。これは特殊関係者の行う事業と特殊関係者を有する者の行う事業とが同一の家屋で行われている場合には、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされ、これらの者は連帯納税義務を負うことになっています。

ただし、同一家屋において事業を行っている場合であっても次に掲げる 2 つの条件を同時に満たす場合には共同事業とみなされません。

- ① その特殊関係者が行う事業が特殊関係者を有する者と意思を通じて行われているものでないこと。
- ② 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならないこと。

(1) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次に掲げる者をいいます。(令 56 の 21、令 5)

①	特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者(以下「判定対象者」といいます。)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
③	①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者

④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(①、②に掲げる者を除く。)及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
⑤	判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
⑦	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員(これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(注1) あなた又は貴社が、特殊関係者を有する者であるかどうかを判定される場合には、上記中「判定対象者」とあるのを「あなた」又は「貴社」に置きかえて読んでください。

(注2) 同族会社とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいいます。(8頁参照)

(注3) あなた又は貴社を判定の基礎として同族会社に該当するかどうかということについては、法人税法の同族会社の判定と同じ方法で当該会社の株主グループ(株主等の1人及びその者と特殊の関係のある者として法人税法施行令第4条に規定された個人、法人をいいます。)につき、その持株割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第1順位の株主グループ、第2順位の株主グループ及び第3順位の株主グループまでの持株割合を順次加算していき、これらのグループの持株割合がはじめて50%を超えるまでの株主グループにあなた又は貴社が属しているかどうかで判定してください。

(注4) 特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(令56の21⑤)

(注5) ⑦において、「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主等を他の同族会社の判定の基礎となる者とするとき、その株主等が他の同族会社の株式の50%超を保有していることをいいます。

(2) みなし共同事業の場合の免税点判定(令56の75②)

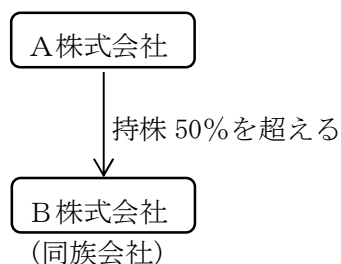
- ① 特殊関係者を有する者の免税点の判定については、共同事業とみなされた事業のすべてを自己が単独で行うものとして取扱われ、当該共同事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業所床面積又は従業者数とを合算して行います。
- ② 特殊関係者の免税点の判定は、共同事業とみなされた自己の事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の他の事業所床面積又は従業者数との合算で行いますので、通常の場合と同様の取扱いとなります。

(3) みなし共同事業の場合の課税標準の算定(令56の51②)

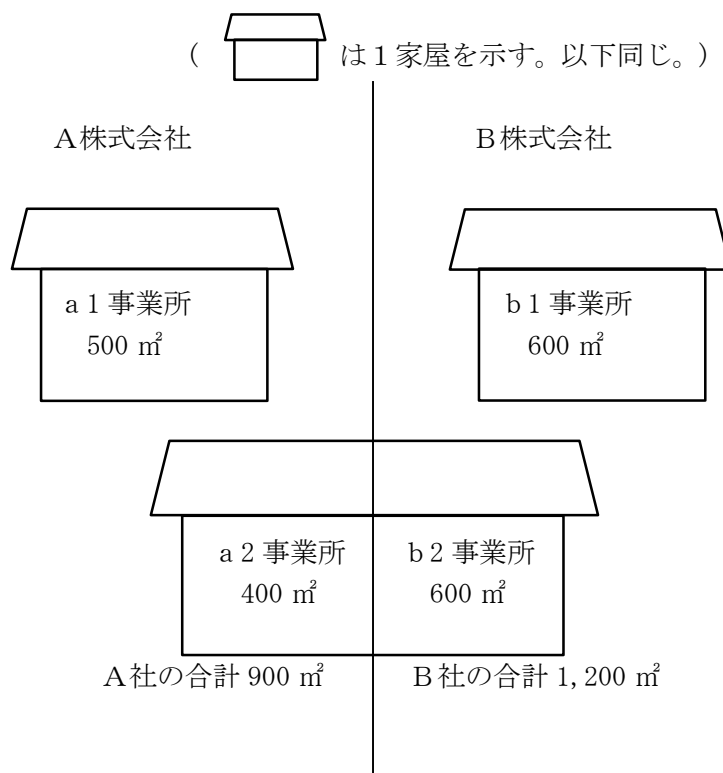
特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準を算定する上では、それぞれの者の事業所等床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となります。

(4) みなし共同事業の考え方

資本関係の状態



各社の事業所の状態



(1) 特殊関係について

A 社の特殊関係者……………B 社(「(1)・⑥」(4 頁参照))

B 社の特殊関係者……………特殊関係者はなく、通常の取り扱いになります。

(2) 特別の事情について

A 社について、A 社の特殊関係者である B 社の b 2 事業所が A 社の a 2 事業所と同一家屋内であるため、一般的に B 社の b 2 事業所の事業について特別の事情があると認められます。

(3) みなし共同事業の適用について

A 社について、上記、(1)、(2)により、B 社の b 2 事業所における事業が B 社との共同事業とみなされます。

(4) 免税点の判定

A 社……………a 1 + a 2 + b 2 = 1,500 m² (免税点超)

……………みなし共同事業

B 社……………b 1 + b 2 = 1,200 m² (免税点超)

(5) 課税標準

A 社……………a 1 + a 2 = 900 m²

B 社……………b 1 + b 2 = 1,200 m²

(6) 税 額

A 社……………900 m² × 600 円 = 540,000 円

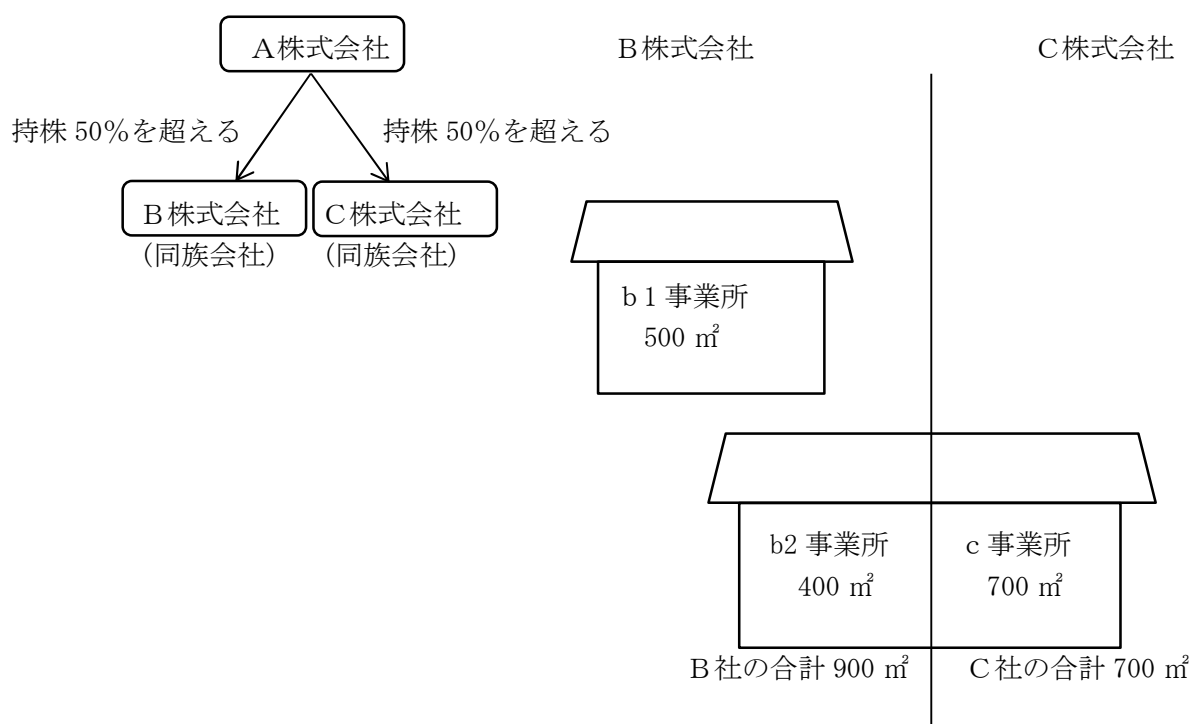
B 社……………1,200 m² × 600 円 = 720,000 円

(注) 事例は、資産割で説明していますが、従業者割も同じ仕組みです。

(以下の事例の場合も同じです。)

資本関係の状態

各社の事業所の状態



- (1) 特殊関係について

B社の特殊関係者……………C社(「(1)・⑦」(4頁参照))

C社の特殊関係者……………B社(「(1)・⑦」(4頁参照))

※ B社及びC社については、お互いに特殊関係を有する者であり、また特殊関係者にもなります。

- (2) 特別の事情について

ア B社について

B社の特殊関係者であるC社のc事業所がB社のb2事業所と同一家屋内であるため、一般的にC社のc事業所の事業について特別の事情があると認められます。

イ C社について

アの場合と同様で、B社のb2事業所における事業について特別の事情があると認められます。

- ### (3) みなし共同事業の適用について

ア B社、C社について

C社のc事業所及びB社のb2事業所の事業がお互いに共同事業とみなされます。

- #### (4) 免税点の判定

B社…… $b_1 + b_2 + c = 1,600 \text{ m}^2$ (免税点超)

.....みなし共同事業

C社…………… $c + b^2 = 1,100 \text{ m}^2$ (免税点超)

- ### (5) 課税標準

..... みなし共同事業

B 社..... b 1 + b 2 = 900 m²

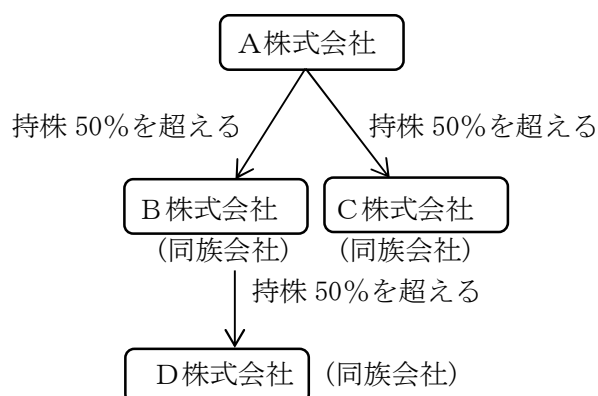
C 社..... c = 700 m²

- (6) 税 額

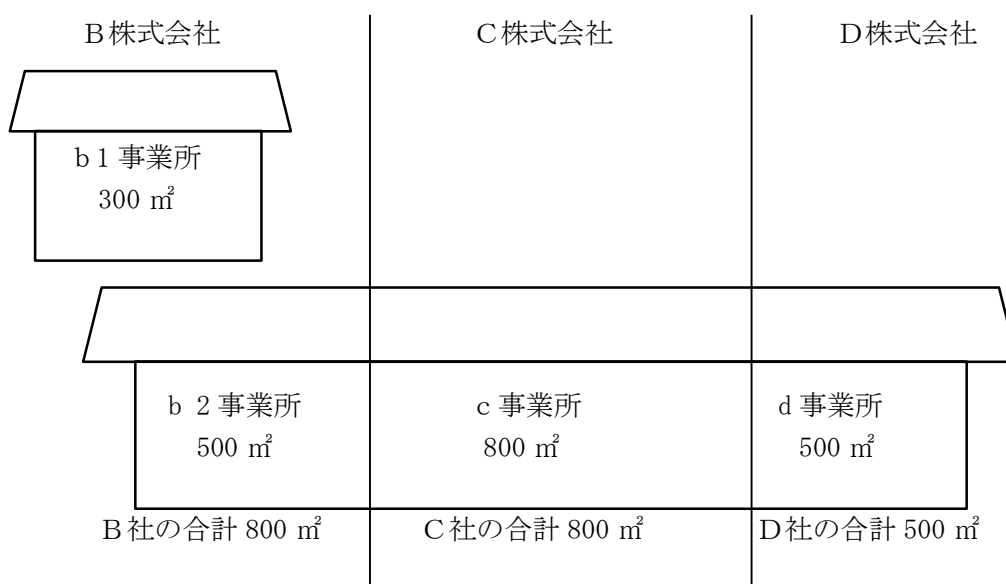
B社…………… $900\text{ m}^2 \times 600\text{ 円} = 540,000\text{ 円}$

C社…………… $700\text{ m}^2 \times 600\text{ 円} = 420,000\text{ 円}$

資本関係の状態



各社の事業所の状態



(1) 特殊関係について

B社の特殊関係者……………C社とD社(「(1)・⑥、⑦」(4頁参照))

C社の特殊関係者……………B社とD社(「(1)・⑦」(4頁参照))

D社の特殊関係者……………特殊関係者はなく通常取り扱いになります。

(2) 特別の事情について

ア B社について

B社の特殊関係者であるC社のc事業所及びD社のd事業所がB社のb2事業所と同一家屋内であるため、一般的にC社のc事業所及びD社のd事業所の事業について特別の事情があると認められます。

イ C社について

C社の特殊関係者であるB社のb2事業所及びD社のd事業所の事業について特別の事情があると認められます。

(次ページに続く)

(3) みなし共同事業の適用について

ア B社について

C社のc事業所及びD社のd事業所の事業が共同事業とみなされます。

イ C社について

B社のb2事業所及びD社のd事業所の事業が共同事業とみなされます。

(4) 免税点の判定

B社…… $b1 + b2 + c + d = 2,100 \text{ m}^2$ (免税点超)

└───────────┘ みなし共同事業

C社…… $c + b2 + d = 1,800 \text{ m}^2$ (免税点超)

└───────────┘ みなし共同事業

D社…… $d = 500 \text{ m}^2$ (免税点以下)

(5) 課税標準

B社…… $b1 + b2 = 800 \text{ m}^2$

C社…… $c = 800 \text{ m}^2$

D社…… 納税義務なし

(6) 税 額

B社…… $800 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 480,000 \text{ 円}$

C社…… $800 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 480,000 \text{ 円}$

D社…… 0円(免税点以下)

同族会社

同族会社とは、法人税法に規定する同族会社と意義を同じくします。すなわち、会社の株主等の3人以下並びにこれらと次に掲げる特殊の関係のある個人及び法人が他の会社を支配している場合における当該他の会社をいいます。(法人税法第2条第10号、同施行令第4条)

① 上記の特殊の関係のある個人とは次に掲げる者をいいます。

a 株主等の親族

b 株主等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

c 株主等(個人である株主に限る。)の使用人

d a～cに掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

e b～dに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

② 特殊の関係のある法人とは、次に掲げる会社をいいます。

a 同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等(当該会社が自己の株式又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項において「判定会社株主等」という。)の1人(個人である株主等については、その1人及びこれと①に掲げる特殊の関係のある個人。以下同じ。)が他の会社を支配している場合における当該他の会社

b 判定会社株主等の1人及びこれとaに掲げる特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

c 判定会社株主等の1人及びこれとa、bに掲げる特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

- ③ 他の会社を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいいます。
- a 他の会社の発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の 50/100 を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
 - b 他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数(当該議決権を行使することができない株主等有する当該議決権の数を除く。)の 50/100 を超える数を有する場合
 - ア 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
 - イ 役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
 - ウ 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
 - エ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
 - c 他の会社の株主等(合名会社、合資会社又は合同会社の社員に限る。)の総数の半数を超える数を占める場合

4 清算中の法人の取扱い(取扱通知(市)第9章三(4)ア)

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者となります。

5 貸しビル等の場合(取扱通知(市)第9章三(4)ア)

貸しビル等については、所有者ではなく、入居者が事業所税の納税義務者となりますが、次の場合にご留意ください。

- ① 入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主をさしますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合(又貸しなどの場合)は、実質上の借主が納税義務者となります。また、賃貸借契約によらず無償貸借の場合でも、現に使用している者が納税義務者となります。
- ② 貸しビル等の所有者(又は管理者)が、当該貸しビル等内に所有者(又は管理者)自身の事業所等(管理要員室、管理用品倉庫など当該ビルの管理のための施設)を有する場合は、その事業所等について所有者(又は管理者)が納税義務者となります。
- ③ 貸しビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象にはなりません。

〔Ⅶ 実務問答 問4・問7……45・46頁参照〕

3 課税標準

事業所税の課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者給与総額であり、市内のすべての事業所等を合算して算出します。

1 資産割の課税標準

(1) 課税標準

算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。(法 701 の 40)

(取扱通知(市)第 9 章三(6)ア)

(2) 課税標準の算定期間 (法 701 の 31①(7)(8))

- ① 法人の場合は、法第 72 条の 13 に規定する法人の事業年度と同じです。
- ② 個人の場合は、個人に係る課税期間をいいます。個人に係る課税期間とは、その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいますが、年の中途の事業の開始や廃止があった場合は、次のようになります。
 - a 年の中途で事業を廃止した場合…… 1 月 1 日から廃止の日までの期間
 - b 年の中途で事業を開始した場合…… 開始の日から 12 月 31 日までの期間
 - c 年の中途で事業を開始し、年の中途で事業を廃止した場合…… 開始の日から廃止までの期間

(3) 事業所床面積 (令 56 の 16)

① 通常の場合(共用部分がない場合)

事業所用家屋の全部を一の者で使用する場合など通常の場合は、当該事業所用家屋の延床面積(二以上の階を有する事業所用家屋の場合は、各階の床面積の合計面積)をいいます。

② 共用部分がある場合

共用部分とは、各事業所等の共用の用に供する部分で、具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等をいい、これらは入居者全員の共用部分となります。

一の事業所用家屋を二以上の者で使用する場合で、当該事業所用家屋内にこれらの共用部分があるときは、それぞれの者について次の算式によって算出した面積をいいます。

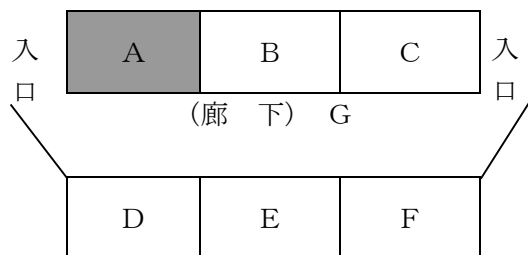
$$\text{事業所床面積} = \boxed{\text{その者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{その者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{各共用部分に対応する各専用部分の床面積の合計}}}$$

(注) 貸ビル等の管理要員室、管理用品倉庫等当該ビル等の管理のための施設は、当該貸ビル等の所有者又は管理者の専用部分となります。

[Ⅶ 実務問答 問 7・問 8……46 頁参照]

例をあげて図示すると次ページのようになります。

〔例 1〕 共用部分がこれらの事業所等の全部に係るものである場合

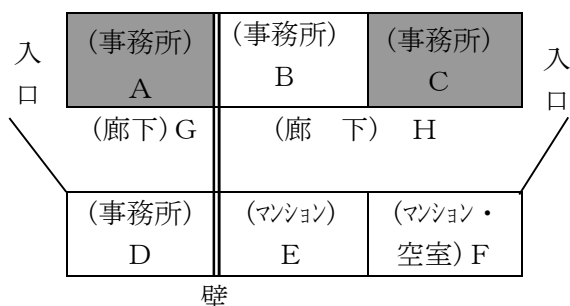


左図において、例えばA事業所に係る事業所床面積は、

$$A \text{ (事業所部分)} + G \text{ (共用部分)} \times \frac{A}{A+B+C+D+E+F}$$
 となります。

(注) 一の家屋の一部が事業の用に供され、他の一部が居住の用に供されている場合、例えばBが居住の用に供されている場合でも、A事業所に係る事業所床面積の算定に影響はありません。

〔例 2〕 一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分が明確に区分されている場合
 家屋の構造上又は賃貸等の賃貸契約において一部の者のみを使用することができる状態であるなど、一のグループに係る共用部分と他のグループに係る共用部分が明確に区分されている場合は、それぞれのグループごとに共用部分を算出します。



左図において、
 A事業所に係る事業所床面積は、

$$A + G \times \frac{A}{A+D}$$
 C事業所に係る事業所床面積は、

$$C + H \times \frac{C}{B+C+E+F}$$
 にそれぞれなります。

(注) 共用部分の延床面積をあん分する場合の基礎となる当該各共用部分に係る専用部分の床面積の合計には、空室(上記例中F)となっている部分も含まれます。

③ 床面積の意義及び測定方法については、不動産登記規則第 115 条及び不動産登記事務取扱手続準則第 82 条において規定されていますので、これを参考として床面積を算出してください。

〔参考条項〕

・不動産登記規則第 115 条

「建物の床面積は、各階ごとの壁その他の区画の中心線(区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

・不動産登記事務取扱手続準則第 82 条

(床面積の定め方)

第 82 条 建物の床面積は、規則第 115 条に定めるところによるほか、次に掲げるところにより定めるものとする。

- 1 天井の高さ 1.5 メートル未満の地階及び屋階(特殊階)は、床面積に算入しない。ただし、1 室の一部が天井の高さ 1.5 メートル未満であっても、その部分は、当該 1 室の面積に算入する。
- 2 停車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋の占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算する。
- 3 野球場、競馬場、又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算する。

- 4 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、壁又は柱等により区画された部分の面積により定める。ただし、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除く。
- 5 停車場の地下道設備(地下停車場のものを含む。)は、床面積に算入しない。
- 6 階段室、エレベーター室又はこれに準ずるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入する。
- 7 建物に付属する屋外の階段は、床面積に算入しない。
- 8 建物の一部が上階まで吹抜になっている場合には、その吹抜の部分は、上階の床面積に算入しない。
- 9 柱、壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分による。
- 10 建物の内部に煙突、ダストシュートがある場合(その一部が外側に及んでいるものを含む。)には、その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しない。
- 11 出窓は、その高さ1.5メートル以上のものでその下部が床面と同一の高さにあるものに限り床面積に算入する。

(4) 課税標準の算定期間の月数が12ヵ月に満たない場合の特例(法701の40①)

6ヶ月決算法人、年の中途で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12ヵ月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式によって算定します。

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \times \text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。(以下(5)において同じ。)

(5) 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算(法701の40②)

課税標準の算定期間の中途で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。

① 課税標準の中途で新設された事業所等(③の事業所等を除く。)

$$\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

② 課税標準の中途で廃止された事業所等(③の事業所等を除く。)

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

③ 課税標準の中途で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(注) 事業所等の廃止により、課税標準の算定期間の末日現在において事業所等を有しなくなった場合又は事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので、当該廃止事業所について月割計算をする必要はありません。

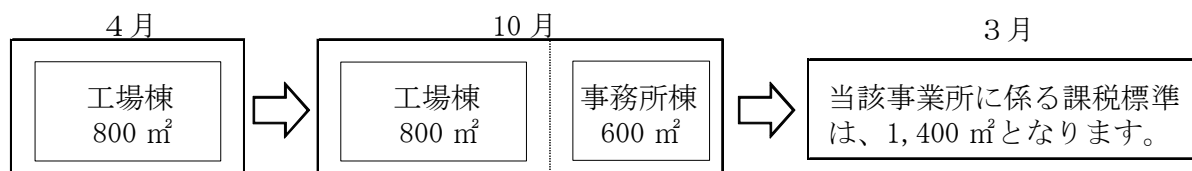
[Ⅶ実務問答 問9・問10………46・47頁参照]

(6) 事業所等の拡張・縮小があった場合の取扱い

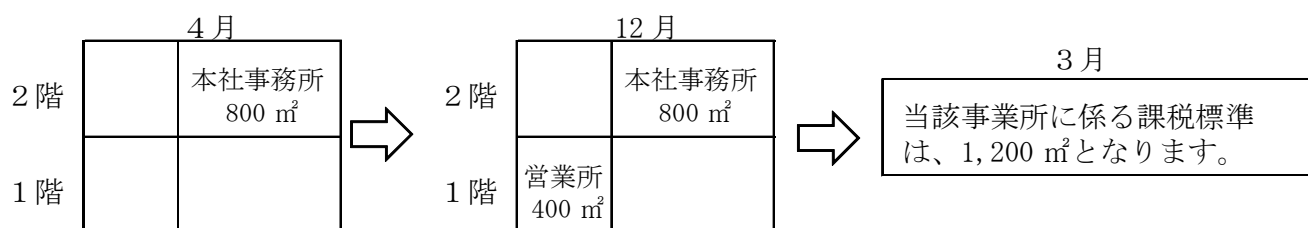
事業所等の拡張、縮小又は事業所等を構成する事業所用家屋の新築又は滅失など、課税標準の算定期間の中途に一の事業所において床面積の異動があった場合には、事業所等の新設又は廃止があった場合とは異なり、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所に係る課税標準となります。

なお、次のケースはいずれも一の事業所における床面積の異動に該当します。

〔例 1〕 甲法人(3月末決算法人)のA事業所(床面積 800 m²)が、当該事業所に隣接する土地を購入のうえ、10 月に当該敷地内において事務所棟(床面積 600 m²)を増設した場合



〔例 2〕 乙法人(3月末決算法人)は、本社事務所としてオフィスビル内の2階一室(床面積 800 m²)を賃借しており、12月に当該ビル内1階において新たに一室(床面積 400 m²)を賃借し、営業事務所を設置した場合



(注) これらの事例は、課税標準の算定期間の中途に事業所等の拡張があった場合の説明をしていますが、縮小した場合も同様に課税標準の算定期間の末日の事業所床面積が課税標準となります。

(7) 床面積の端数処理

床面積に 1 m²未満の端数が生じた場合は、1 m²の 100 分の 1 未満は切り捨てます。また、専用部分の面積に加算すべき共用部分の面積があるときは、それぞれの部分ごとに端数処理を行います。

(8) 事業所等が金沢市域と他の市域とにわたって所在する場合(令 56 の 50)

当該事業所等のうち、金沢市域内に所在する部分の事業所床面積が課税標準となります。
また、免税点の判定についても金沢市域内に所在する部分の事業所床面積によって行います。
〔 5 - 2 事業所等が金沢市域と他の市域とにわたって所在する場合……20 頁参照 〕

(9) 共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定

① 通常の共同事業の場合(令 56 の 51①)

共同事業に係る各共同事業者の課税標準は、次の算式によって算出される面積となります。

共同事業に係る事業所等の事業所床面積	×	損益分配の割合(損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合)
--------------------	---	--

② みなし共同事業の場合(令 56 の 51②)

特殊関係者を有することによって共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。

〔 5－3－(4) みなし共同事業の場合…22 頁参照〕

(10) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を課税用途から非課税用途に、又は非課税用途から課税用途に変更した場合の課税標準は、算定期間の末日現在の事業所床面積によります。

なお、事業所等全体について同様の事情が生じた場合も同じ扱いとなり、新設又は廃止の場合のような月割計算は行いません。〔 6－3－(4)－①資産割……28 頁参照 〕

2 従業者割の課税標準

(1) 課税標準

算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。(法 701 の 40)

(2) 課税標準の算定期間については、「1 資産割の課税標準」(10 頁参照)と同様です。

(3) 従業者給与総額

① 従業者給与総額(法 701 の 31①(5))

従業者に対して支払われ又は支払われるべき俸給・給料・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいい、次の②に掲げる従業者についてはそれぞれ一定の特例が設けられています。この場合の従業者給与総額には、会計上未払金として計上されたものも含まれます。

なお、「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当・住居手当・通勤手当(所得税法上非課税とされるものを除く。)・時間外勤務手当・現物給与等をいうものですが、退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる給与等は含みません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で、所得税の事業所得に該当するものも含まれません。

② 雇用改善助成対象者に対する特例(令 56 の 17 の 2)

次に掲げる年齢 55 歳以上 65 歳未満の者で雇用保険法等による国の雇用に関する助成に係る対象者(以下「雇用改善助成対象者」といいます。)がある場合、当該従業者に対する支払い給与の 2 分の 1 の額が控除されます。

雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

a	雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は雇用対策法施行令第 2 条第 2 号の規程に基づき高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係るもののうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
b	雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号又は雇用対策法第 18 条第 5 号に規定する作業環境に適応させるための訓練を受けたもののうち、当該公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
c	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号に規定する雇用奨励金の支給に係る者で当該奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

③ 事業専従者の専従者控除額(法 701 の 31①(5))

事業所等の従業者のうち法第 313 条第 4 項に規定する事業専従者がある場合には、同条第 5 項の事業専従者控除額は、従業者給与総額に含まれます。

④ 課税標準の算定期間の中途において他市町村へ転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は、他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した者がある場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の転勤時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているのかの判定は、給与の計算期間の末日によって行います。

したがって、給与の計算期間の末日に他市町村の事業所等に勤務し、当該給与の支給日には本市内の事業所等に勤務している場合においては、当該給与は従業者給与総額には含まれず、逆に給与の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は従業者給与総額に含まれることになります。

⑤ 出向社員の給与等

一般的には、給与の支払いを行う者の従業者給与総額に含めますが、出向先が経営指導料等として出向元の支払給与相当分を出向元に支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税法上出向先の給与として取り扱われる場合は、出向先の従業者給与総額に含まれます。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

また、出向社員に対する給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれの負担部分がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

⑥ 派遣者、出張者の給与等

一般的に派遣の場合は長期間にわたって他市町村に勤務すると考えられますので、当該派遣者に対する給与等は従業者給与総額から除かれます。これに対し、単なる出張の場合は、その期間も比較的短期間ですので、当該出張者に対する給与等は従業者給与総額に含まれます。

なお、出張の名目であってもそれが実質的に派遣と同様であると認められる場合は、派遣と同様の取扱いとなります。

⑦ 非課税又は課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業を併せ行う場合の従業者給与総額の計算(令 56 の 49、令 56 の 67)

非課税又は課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所等において、非課税又は課税標準の特例の適用を受ける事業とその他事業とが併せ行われている場合、当該適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の従業者給与総額は、次の算式により算出してください。(1 円未満切捨て。以下⑨～⑩において同じ)

$$\text{従業者給与総額} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与の額}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{その者が非課税又は特例の適用を受ける事業に従事した分量} \\ \text{その者が非課税又は特例の適用を受ける事業と他の事業に従事した分量の合計量} \end{array}}}{\boxed{\text{その者が非課税又は特例の適用を受ける事業と他の事業に従事した分量の合計量}}}$$

なお、おのおのの分量が明らかでない場合は、非課税又は課税標準の特例の適用を受ける事業とその他事業とに均等に従事したものとして計算してください。

⑧ 課税標準の算定期間中において勤務すべき施設に用途変更があった者などへの給与等

課税標準の算定期間中に、その勤務すべき施設が課税施設から非課税施設へ、又は非課税施設から課税施設へ用途変更された従業者については、当該施設が非課税施設であった期間中に

支払われた給与等が課税標準となる従業者給与総額から除かれます。課税標準の算定期間中に課税施設から非課税施設へ、又は非課税施設から課税施設へ転勤した者についても同様の取扱いとなります。〔 〔6〕-3-(4)-②従業者割……28 頁参照 〕

上記の者に対する給与等について従業者給与総額に含まれるものと、含まれないものとを区分する場合の考え方については 14 頁の④を参照してください。

⑨ 事業所等が金沢市域と他の市域とにわたって所在する場合(令 56 の 50)

課税標準となる従業者給与総額は、次の算式により算出してください。

$$\text{従業者給与総額} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業者給与総額}} \times \boxed{\frac{\text{金沢市域内に所在する部分の事業所床面積}}{\text{当該事業所等に係る事業所床面積}}}$$

⑩ 共同事業及びみなし共同事業に係る従業者給与総額

a 通常の共同事業の場合(令 56 の 51①)

当該事業に係る各共同事業者ごとの課税標準となる従業者給与総額は、次の算式により算出してください。

$$\text{従業者給与総額} = \boxed{\text{当該共同事業に係る従業者給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合(損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合)}}$$

b みなし共同事業の場合(令 56 の 51②)

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が当該事業を単独で行うものとみなして課税標準を算定します。

〔 〔5〕-3-(4)みなし共同事業の場合……22 頁参照 〕

⑪ 従業者給与総額の端数処理

a 課税標準となる従業者給与総額を算出するための従業者給与総額……1 円未満の端数は切り捨ててください。

b 課税標準となる従業者給与総額……1,000 円未満の端数は切り捨ててください。

(4) 従業者とは

一般従業者のほか、役員(使用人兼務役員を含みます。)及び日々雇用等の臨時従業者等は従業者に含まれますが、役員でない障害者及び年齢 65 歳以上の者は除かれます。

その他従業者の範囲について、次の点にもご注意ください。

① 日々雇用等の臨時従業者のうち、いわゆるパートタイマーは免税点判定の対象となる従業者の範囲に含まれません。ただし、当該パートタイマーに対して支払われた給与等は従業者給与総額に含まれます。なお、パートタイマーとは次のいずれにも該当する者をいいます。

a 給与等が時間を単位に定められていること。(いわゆる時間給)

b 1 勤務日の平均勤務時間数が 6 時間程度以下の者であること。

② 休職中の従業者は、当該休職者に給与等が支払われている場合は従業者に含まれます。

③ 出向者については、当該出向者の給与等を実質的に負担している者又は当該出向者の給与等を出向先と出向元が一部ずつ負担している場合の主たる給与等の支払者の従業者となります。

④ 派遣者又は出張者については、一般的には派遣者は従業者に含まれませんが、出張者は当該出張が派遣と同様であると認められた場合を除き従業者に含まれます。

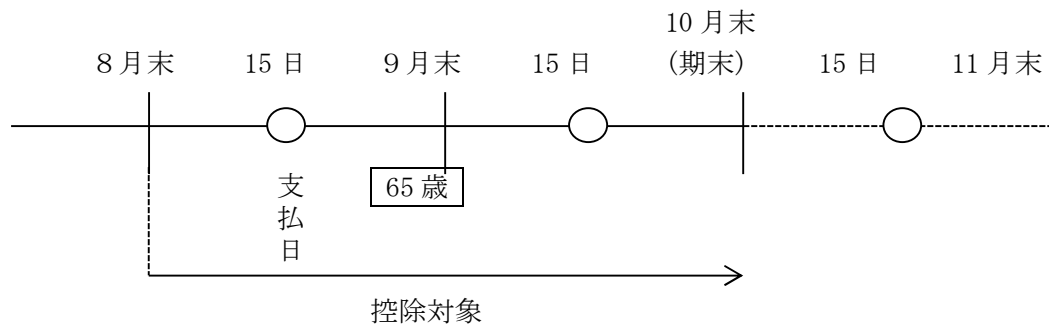
⑤ 歩合給のみの外交員など給与等の支給を受けていない者は従業者に含まれません。

⑥ 数社の役員を兼務している者も従業者に含まれます。

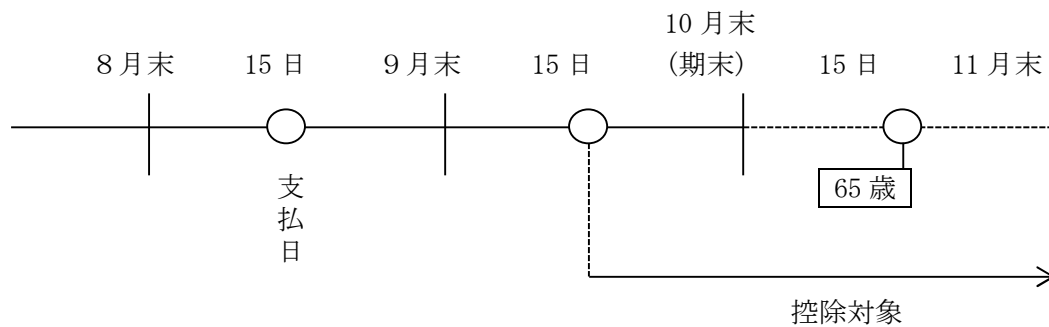
⑦ 障害者とは住民税・所得税における障害者の意義と同じです。

(注) 障害者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定については、これらの者に対する給与計算の算定の基礎となる期間の末日の現況によります。

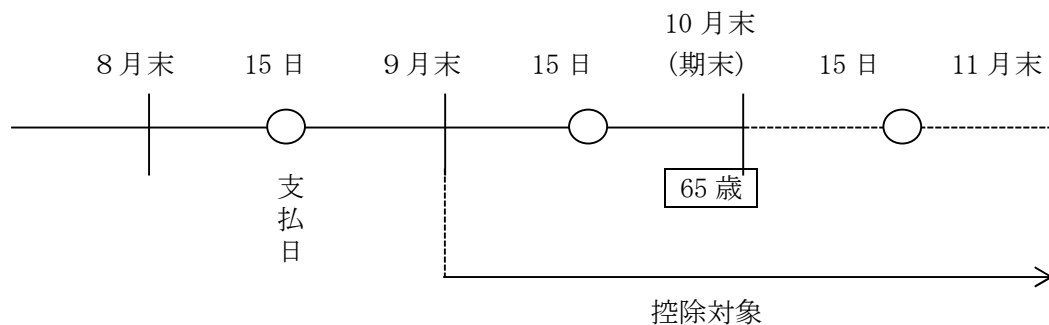
〔例 1〕 毎月 1 日～末日分をその月の 15 日に支払う場合



〔例 2〕 毎月 16 日～翌月 15 日までの分を翌月 15 日に支払う場合



〔例 3〕 毎月 1 日～月末分を翌月 15 日に支払う場合



なお、従業員の範囲については、下表のとおりです。

従 業 者		免 税 点 の 判 定	課 税 標 準
出 向 社 員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業員に含める。	出向元の従業員給与総額に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合	出向先の従業員に含める。	出向先の従業員給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部負担する場合	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める。	それぞれの会社の従業員給与総額に含める。
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業員に含める。	それぞれの会社の従業員給与総額に含める。
非常勤の役員		従業員に含める。	従業員給与総額に含める。
無給の役員		従業員に含めない。	
日々雇用等の臨時の従業員		従業員に含める。	従業員給与総額に含める。
パートタイマー (時間給で、1勤務日の勤務時間が6時間程度以下の者)		従業員に含めない。	従業員給与総額に含める。
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める。	従業員給与総額に含める。
中途退職者		従業員に含めない。	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める。
保険の外交員		従業員に含める。(事業所得のみを有する者を除く。)	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める。
常時船舶の乗組員		従業員に含めない。	従業員給与総額に含めない。
外国又は課税区域外への長期派遣 (出張) (注)「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。		従業員に含めない。	従業員給与総額に含めない。
派遣法に基づく派遣労働者		派遣元の従業員に含める。	派遣元の従業員給与総額に含める。

〔Ⅶ 実務問答 問 11・問 12……47 頁参照〕

〔Ⅶ 実務問答 問 20……50 頁参照〕

4 税率・税額

1 税率（法 701 の 42）

事業所税の税率は次のとおりです。

- (1) 資 産 割 事業所床面積 1 m²につき 600 円
- (2) 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25

（注）事業所税の納付税額は資産割と従業者割の合算額となります。

資 産 割	従業者割	納 付 税 額
免税点超	免税点超	資産割額＋従業者割額
	免税点以下	資産割額のみ
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
	免税点以下	なし

※免税点については次ページ参照

〔Ⅶ 実務問答 問 13……48 頁参照〕

2 税額

事業所税は次のように計算します。

$$\begin{array}{c}
 \text{税額} = \underbrace{\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積 (a)}} \times 600 \text{ 円}}_{\text{資産割額}} + \underbrace{\boxed{\text{課税標準となる従業者給与総額 (b)}} \times \frac{0.25}{100}}_{\text{従業者割額}} \\
 \text{(100 円未満切捨て)}
 \end{array}$$

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{(a) 課税標準となる事業所床面積} \\ \text{(1 m}^2 \text{の 100 分の 1 未満切捨て)} \end{array}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積}}$$

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{(b) 課税標準となる従業者給与総額} \\ \text{(1,000 円未満切捨て)} \end{array}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}}$$

5 免税点

次に掲げる場合には免税点以下となり、事業所税は課税されません。なお、免税点の判定は資産割及び従業者割のそれぞれに行います。

- 資産割——市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積（非課税規定の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が 1,000 ㎡以下の場合（法 701 の 43①）
- 従業者割——市内の各事業所等の従業者の数の合計数（障害者及び 65 歳以上の者並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれますが、課税施設と非課税施設の両方に勤務する者は含みます。）が 100 人以下の場合（法 701 の 43①）

（注）・ 障害者であるか及び 65 歳以上の者であるかは課税標準の算定期間の末日で判定します。

・ 免税点の判定は、課税標準の特例適用施設がある場合、課税標準の特例適用前で行います。

〔Ⅶ 実務問答 問 14・15……48 頁参照〕

1 免税点の判定日（法 701 の 43③）

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。したがって、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません。

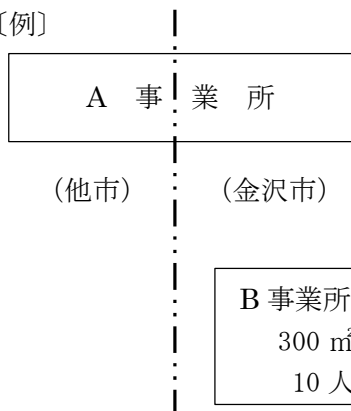
（注）事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積又は支払給与等も課税標準に含まれます。（資産割について月割課税）

〔Ⅶ 実務問答 問 16・19……48・50 頁参照〕

2 事業所等が金沢市域と他の市域とにわたって所在する場合（令 56 の 50）

免税点の判定は、資産割にあつては、金沢市域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する床面積、従業者割にあつては、当該事業所等の従業者の数に金沢市域内に所在する部分に係る事業所床面積の当該事業所等の事業所床面積に対する割合を乗じて得た数により行います。

〔例〕



甲法人は次の事業所等を有している。

A 事業所（金沢市域と他市域とにわたって所在）

事業所床面積 1,500 ㎡ 従業者数 151 人

B 事業所（金沢市域内に所在）

事業所床面積 300 ㎡ 従業者数 10 人

- ・ A 事業所の事業所床面積 1,500 ㎡のうち金沢市域内に所在する床面積 800 ㎡
- ・ A 事業所の金沢市域内の従業者数に係る計算式

$$151 \text{ 人} \times \frac{800 \text{ ㎡}}{1,500 \text{ ㎡}} = 80.53 \rightarrow 80 \text{ 人} \quad \left(\begin{array}{l} 1 \text{ 人未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right)$$

・ 免税点判定

	(A 事業所)		(B 事業所)		
資産割＝	800 ㎡	＋	300 ㎡	＝	1,100 ㎡（免税点超）
従業者割＝	80 人	＋	10 人	＝	90 人（免税点以下）

・ 以上により、甲法人は資産割のみ納税義務を負います。

3 共同事業及びみなし共同事業の免税点判定

(1) 通常の場合 (令 56 の 75①)

共同事業に係る各共同事業者の免税点判定は、次の算式によって算出される床面積又は従業者数によって行います。また、当該共同事業者の 1 人が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数を合算して行います。

共同事業に係る事業所等の 事業所床面積又は従業者数	×	損益分配の割合 損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合
------------------------------	---	---

〔例〕 甲・乙・丙の 3 者の A 共同事業（事業所床面積 2,800 m²、従業者数 181 人、損益分配の割合はそれぞれ 3 分の 1 ずつとする。）のほかに、甲は単独の B 事業（事業所床面積 500 m²、従業者数 50 人）を行っている場合の免税点判定は次のようになります。

○甲については

$$\begin{array}{lcl}
 \text{事業所床面積} & = & \begin{array}{l} \text{(A 共同事業)} \\ 2,800 \text{ m}^2 \times \frac{1}{3} \\ \text{-----} \\ 933.33 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(B 事業)} \\ 500 \text{ m}^2 \end{array} = 1,433.33 \text{ m}^2 \text{ (免税点超)} \\
 & & \text{(1 m}^2 \text{ の 100 分の 1 未満切捨て)}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{lcl}
 \text{従業者数} & = & \begin{array}{l} \text{(A 共同事業)} \\ 181 \text{ 人} \times \frac{1}{3} \\ \text{-----} \\ 60 \end{array} + \begin{array}{l} \text{(B 事業)} \\ 50 \text{ 人} \end{array} = 110 \text{ 人 (免税点超)} \\
 & & \text{(1 人未満の人数切捨て)}
 \end{array}$$

○乙・丙については

$$\begin{array}{lcl}
 \text{事業所床面積} & = & \begin{array}{l} \text{(A 共同事業)} \\ 2,800 \text{ m}^2 \times \frac{1}{3} = 933.33 \end{array} \rightarrow 933.33 \text{ m}^2 \left(\begin{array}{l} 1 \text{ m}^2 \text{ の 100 分の 1 未満切捨て} \\ \text{(免税点以下)} \end{array} \right) \\
 \text{従業者数} & = & 181 \text{ 人} \times \frac{1}{3} = 60.3 \rightarrow 60 \text{ 人} \left(\begin{array}{l} 1 \text{ 人未満の人数切捨て} \\ \text{(免税点以下)} \end{array} \right)
 \end{array}$$

〔Ⅶ 実務問答 問 5 ……45 頁参照〕

(2) 企業組合又は協業組合の免税点の特例 (法 701 の 43②)

企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」といいます。）の各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員が組合員となった際その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの、又はこれに準ずる一定の事業所等に該当するものについては、それぞれの事業所ごとに免税点を判定します。

(3) 従業者の数に著しい変動がある事業所等の従業者数の算定 (法 701 の 43④)

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が最小であるものの数値の 2 倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等の免税点判定に用いる従業者数とみなします。なお、月数は暦に従って計算し、1 ヶ月に満たない端数は 1 ヶ月とします。

$$\begin{array}{lcl} \text{当該事業所等の免税点の} & & \text{課税標準の算定期間に属する各月の} \\ \text{判定に用いる従業者数} & = & \text{末日現在における従業者の数の合計} \\ & & \text{課税標準の算定期間の月数} \\ & & \text{(1 人未満の端数切捨て)} \end{array}$$

- (注) ・ ここにいう事業所等には、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は含まれません。
- ・ 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等については、当該事業所等の新設の日から課税標準の算定期間の末日までの期間に属する各月の末日現在における従業者数のうち最大であるものが最小であるものの数値の 2 倍を超えるかどうかで判定します。

[Ⅶ 実務問答 問 18……49 頁参照]

(4) みなし共同事業の場合 (令 56 の 75②)

特殊関係者の行う事業が共同事業とみなされる場合は、特殊関係者を有する者又は特殊関係者が当該共同事業を単独で行うものとみなして免税点を判定します。また、それぞれの者が他に単独で事業を行う事業所等を有する場合は、当該他の事業所等に係る事業所床面積又は従業者数を合算し判定します。

[例] 甲（特殊関係者）の行う事業（事業所床面積 400 m²、従業者数 50 人）と乙の行う事業（事業所床面積 800 m²、従業者数 70 人）とが同一家屋内で行われる場合、甲の行う事業は乙との共同事業とみなされ、それぞれの免税点判定は次のようになります。

○甲・・・単独で免税点判定

$$\begin{array}{lcl} \text{事業所床面積} & = & 400 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点以下}) \\ \text{従業者数} & = & 50 \text{ 人} \quad (\text{免税点以下}) \end{array}$$

○乙・・・甲の事業（みなし共同事業）と合算して免税点判定

$$\begin{array}{lcl} \text{事業所床面積} & = & 400 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 = 1,200 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点超}) \\ \text{従業者数} & = & 50 \text{ 人} + 70 \text{ 人} = 120 \text{ 人} \quad (\text{免税点超}) \end{array}$$

(注) この場合の乙の課税標準は、資産割については 800 m²、従業者割については乙の事業に係る 70 人に対する従業者給与総額です。

なお、甲が単独で他にも事業（事業所床面積 1,100 m²、従業者 45 人）を行う場合の甲についての免税点判定は次のようになります。

$$\begin{array}{lcl} \text{事業所床面積} & = & 400 \text{ m}^2 + 1,100 \text{ m}^2 = 1,500 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点超}) \\ \text{従業者数} & = & 50 \text{ 人} + 45 \text{ 人} = 95 \text{ 人} \quad (\text{免税点以下}) \end{array}$$

(注) この場合の甲の課税基準は、資産割について 1,500 m²になります。

[Ⅶ 実務問答 問 17……49 頁参照]

4 免税点判定におけるその他の留意点

- (1) 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6ヵ月以上継続して休止していたと認められる施設（休止事業所又は休止部分）も、免税点判定の対象となる事業所床面積に含まれます。
- (2) 従業者とは、**3**課税標準－2 従業者割の課税標準(4)（16 頁参照）で述べた従業者の意義と同じです。

〔Ⅶ 実務問答 問 20……50 頁参照〕

6 非課税

事業所税の非課税については、事業所税の趣旨及び目的を考慮して、公共法人、公益法人等及びこれらに類する法人について、これらの者が行う事業の如何を問わずすべてを非課税にする人的非課税と、都市計画法に規定する都市施設で一般的に地方公共団体が行うものと同種のものと考えられるものや農林漁業関係の施設、勤労者の福利厚生施設など、それぞれの用途に着目して非課税とされる用途非課税とに大別されます。

〔Ⅳ 非課税適用項目一覧表……33 頁～35 頁参照〕

1 人的非課税

(1) 人的非課税の範囲

次に掲げる者に対しては事業所税は課税されません。ただし、②及び③に掲げる者が収益事業を営む場合の収益事業に係る事業については非課税になりません。

- ① 国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人（法人税法別表第1に掲げる法人）

〔例〕 土地開発公社、土地区画整理組合、日本放送協会、株式会社日本政策金融公庫など

- ② 法人税法第2条第6号の公益法人等（法人税法別表第2に掲げる法人）

〔例〕 学校法人、宗教法人、商工会議所、国家公務員等共済組合、漁業共済組合、農業共済組合など

- ③ 人格のない社団又は財団（代表者又は管理人の定めのあるもの）

(2) 収益事業の範囲（令56の22）

収益事業とは、法人税法施行令第5条に規定する事業で継続して事業場を設けて営まれているものをいいます。ただし、学校法人（私立学校法第64条第4項による専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含みます。）が学生又は生徒のために行う事業については、収益事業には含みません。

(3) 収益事業と非収益事業とを併せ行う場合の事業所床面積、若しくは従業者給与総額の算定方法

- ① 公益法人等又は人格のない社団等が同一の事業所等において収益事業と非収益事業の両方を併せ行っている場合は、その使用実態に応ずる区分によってそれぞれに係る事業所床面積若しくは従業者給与総額を算定します。
- ② ①の方法により明確に区分する事ができないときは、法人税法施行令第6条の規定により収益事業から生ずる所得に関する経理と非収益事業から生ずる所得に関する経理とを区分することが義務付けられていますので、これらの経理区分に基づきそれぞれに係る事業所床面積若しくは従業者給与総額を算定し、このうち非収益事業に属するものとして経理されたものが非課税となります。

2 用途非課税

次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額については事業所税が非課税となります。

用 途 区 分	資産割	従業者割
① 都市施設で一般的に地方公共団体が行うものと同種のもの又は極めて収益性の薄いもの	○	○
② 農林漁業関係の施設	○	○
③ 国の施策に従って実施する中小企業の共同化等の事業に係る施設	○	○
④ 福利厚生施設	○	○
⑤ 消防・防災施設等	○	－
⑥ そ の 他	※○	※○

(注) ○印は非課税の適用のあるものを示しています。なお、その他の施設については施設によって適用が異なります。

以上の用途非課税施設のうち、福利厚生施設、消防・防災施設との詳細について以下に述べます。

(1) 福利厚生施設 (法 701 の 34③ (26)、令 56 の 41、則 24 の 7)

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館（弓道場、柔道場等）、売店、喫茶室、娯楽教養室など事業主が従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。

更衣室、浴室、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば工場等における従業者の浴室、百貨店などの更衣室）と、専ら従業者の福利厚生のために設けられる場合が考えられますが、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは、福利厚生施設に該当しません。

(注) ・社宅及び社員寮は人の居住の用に供する施設ですので事業所税の課税対象外です。

・研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

〔Ⅶ 実務問答 問 21・22……51 頁参照〕

(2) 消防・防災施設等 (法 701 の 34④、令 56 の 43、則 24 の 9)

消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして次の①に掲げるもの（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備等で、次の②に掲げるもの及び建築基準法等に基づき当該特定防火対象物に設置される防災に関する施設等で次の③に掲げるもの

(注) 消防用設備等及び防災施設等が事業所用家屋内に設置されていても、当該事業所用家屋が次の①に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税規定の適用はありませんのでご注意ください。

〔Ⅶ 実務問答 問 23……51 頁参照〕

① 特定防火対象物（概要）

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。）、障害者自立支援法に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの、更正施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、障害者自立支援法に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)から(4)まで、(5)イ、(6)又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※この表は、消防法施行令別表第一のうち特定防火対象物に該当するものの概要です。

② 消防用設備等

次に掲げる設備又は施設（１～５の施設等に附置される非常電源に係る発電機、蓄電池、変電器及び消火剤の貯蔵場所等も含まれます。）で消防法第 17 条第 1 項の技術上の基準に適合するもの又は同法第 17 条の 2 の 5 第 1 項若しくは第 17 条の 3 第 1 項の規定の適用があるもの（全部が非課税となります。）

1 消火設備	消火器、簡易消火用具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、動力消防ポンプ設備
2 警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、警鐘等の非常警報器具及び非常ベル等の非常警報設備
3 避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具、誘導灯、誘導標識
4 消防用水	防火水槽、貯水池その他の用水
5 消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

（注） 消防用設備等であっても、当該施設又は設備が壁、天井などに設置されていて、占用床面積のないものについては、適用されません。

- ・ 上記設備等に附置される電源を含みます。
- ・ 移動性消火用具については、その設置個所に消防法施行規則第 9 条第 4 号に基づく標識が設けられ、かつ、当該設置箇所に設置されている場合に限り、その占有床面積が非課税とされるものです。

③ 防災に関する施設等

a 全部が非課税となるもの

1 建築基準法第 35 条に規定する施設又は設備	避難階段、特別避難階段（附室を含む。）、排煙設備（予備電源装置を含む。）、非常用の照明装置（予備電源を含む。）、進入口（バルコニーを含む。）
2 建築基準法施行令第 129 条の 13 の 3 第 2 項に規定する非常用エレベーター（予備電源を含む。）	
3 金沢市火災予防条例の規定に基づき設置する避難経路で、スプリンクラー設備（消防法施行令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限る。）の有効範囲内に設置するもの	

ｂ 2分の1が非課税となるもの

1	金沢市火災予防条例に基づき設置する施設	喫煙所、避難通路（a・3を除く。）、避難階段に設ける附室等
2	建築基準法第35条に規定する施設又は設備	廊下、階段（直接地上へ通ずる出入口のある避難階又は地上へ通ずる直通階段に限る。）、避難階における屋外への出入口
3	建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室（高さ31mを超える建築物及び1,000㎡を超える地下街に設置されるもの）で次に掲げる設備又は装置を設置しているもの (1)排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 (2)非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 (3)消防機関へ通報する火災報知設備 (注) 中央管理室のうち、(3)に係る部分は、消防用設備等の非課税対象になっていますので、当該部分は除かれます。	
4	建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物（主要構造部を耐火構造とし、かつ、地階又は3階以上の階に居室を有する建築物）の右に掲げる部分で防火区画されているもの	吹抜けとなっている部分（床面積の存する部分に限る。）、階段部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類するもの（a・1、2及びb・2を除く。）
5	その他行政命令に基づき設置する施設又は設備	消防長若しくは消防署長若しくは建築基準法に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの（避難階段に設ける附室、避難のための屋内バルコニー、防災サブセンター等）

3 その他

(1) 非課税適用の判定日（法701の34⑥）

非課税規定の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。また、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合は、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかによります。

(2) 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

〔例〕

C廊下 20㎡	
A課税施設 100㎡	B非課税施設 120㎡

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共有している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分は全て課税施設と同様の取扱いとなります。

左図は、同一事業所用家屋内に課税施設（A）、非課税施設（B）及び廊下（C）が設けられている例ですが、この場合の非課税面積は、120㎡のみで廊下（C）に係る20㎡は、（A）と（B）との間の共用部分としてのあん分計算の対象にはならず、全て課税対象となります。

(3) 非課税規定と免税点の判定 (法 701 の 43①)

免税点の判定の基礎となる事業所床面積及び従業者数には、法第 701 条の 34 の規定により非課税とされる事業所床面積及び従業者は含まれません。

〔Ⅶ 実務問答 問 15……48 頁参照〕

(4) 課税標準の算定期間の中途に非課税施設又は課税施設となった場合の取扱い

① 資産割

非課税規定の適用の有無は、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定しますので、非課税規定の適用のなかった施設が用途変更などにより、課税標準の算定期間の中途において、非課税規定の適用のある施設に該当することとなった場合においては、当該施設に係る事業所床面積の全部が非課税となります。

また、逆に非課税規定の適用対象であった施設が用途変更などにより、課税標準の算定期間の中途において、非課税規定の適用のある施設に該当しなくなった場合においては、当該施設に係る事業所床面積の全部が課税対象となります。これらの事情が生じたときは、いずれの場合においても月割課税は行われませんので、ご注意ください。

② 従業者割

免税点の判定時における非課税規定の適用の有無は、資産割と同様課税標準の算定期間の末日の現況により判定しますが、課税標準となる従業者給与総額の算定をする場合には、非課税施設に該当する期間中に当該施設に係る従業者に支払われた給与等のみが非課税となり、課税施設に該当する期間中に当該施設に係る従業者に支払われた給与等は課税対象となります。

なお、この場合の非課税規定の適用を受ける従業者給与総額の算定方法については、「3—2—(3) 従業者給与総額⑧」(15 頁)を参照してください。

〔Ⅶ 実務問答 問 19……50 頁参照〕

7 課税標準の特例

課税標準の特例については、事業を行う法人等の性格に鑑み特例措置が講じられる人的な課税標準の特例と、事業の用途に応じて適用される用途による課税標準の特例とに大別されます。

〔V 課税標準の特例適用項目一覧表……36・37・38 頁参照〕

1 人的な課税標準の特例

法人税法第2条第7号の協同組合等は、人的な課税標準の特例の対象となります。

(法人税法別表第3に掲げる法人、控除率は1/2) (法701の41①(1))

〔例〕 漁業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、農業協同組合、農林中央金庫、労働金庫など

2 用途による課税標準の特例

次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額（一部を除く。）は、課税標準の特例の対象となります。

- (1) 都市施設で非課税とされたもの以外
- (2) 広大な床面積を必要とする事業の施設
- (3) 国が施策として奨励するもの
- (4) その他の課税標準の特例

3 その他

(1) 課税標準の特例適用の判定日 (法701の41③)

課税標準の特例の適用を受ける施設であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。また、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合は、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかによります。

(2) 課税標準の特例規定が重複して該当する場合の適用順位 (令56の71)

2以上の課税標準の特例規定が重複して該当する場合の適用は次の順序によります。

- ① 法第701条の41第1項第1～19号 (各号の重複適用はありません)
- ② 法第701条の41第2項 (第1項の規定により控除すべき床面積を控除した後の床面積が、課税標準の特例適用対象床面積となります。)

(3) 課税標準の特例適用施設とその他の課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例の適用がある施設とその他一般課税施設との間で共用する廊下、階段などがある場合は、「**6**－3－(2) 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い」(27 頁参照) に準じて取り扱います。

(4) 課税標準の特例規定と免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の特例に係る事業所床面積や従業者を控除する前の状態で行います。

(5) 課税標準の算定期間の中途に課税標準の特例適用施設又は一般課税施設となった場合の取扱い

「**6**－3－(4) 課税標準の算定期間の中途に非課税施設又は課税施設となった場合の取扱い」(28 頁参照) に準じて取扱いします。

8 申告及び納付

事業所税は、納税者自身で納付すべき税額を計算し、その結果を申告・納付していただく申告納付制度が採用されておりますので、次にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。(法 701 の 45)

1 申告納付しなければならない者

市内において事業を行っている者で、課税標準の算定期間の末日現在において、次に該当する者
資 産 割…市内の事業の用に供する事業所等の床面積（非課税規定の適用がある事業所床面積は除きます。）の合計床面積が 1,000 m²を超える者

従業者割…市内の事業所等の従業者（障害者、年齢 65 歳以上の者、非課税規定の適用がある施設に係る従業者は除きます。）の数の合計が 100 人を超える者

(注) 申告納付義務の有無は、免税点の判定によりますので、詳しくは 5 免税点（20 頁）以下を参照してください。

〔Ⅶ 実務問答 問 24……52 頁参照〕

2 申告納付期限

法 人……事業年度終了の日から 2 ヶ月以内（法 701 の 46①）

個 人……その年の翌年 3 月 15 日まで（法 701 の 47①）

(注) ・ 年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から 1 ヶ月以内
・ 事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から 4 ヶ月以内

3 申告書の提出先及び納付場所

(1) 申告書の提出先

金沢市総務局市民税課

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電話 076(220)2168

(2) 納付場所

金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関（当該金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。））で納付してください。

4 申告書に添付する明細書等

「事業所等明細書」（第 44 号様式別表 1）をすべての場合に添付していただくとともに、次のような場合は、それぞれに掲げる明細書等をあわせて添付してください。

- | | | |
|--|------------------------------|--------------------------|
| (1) 非課税に該当する施設等（前述「6 非課税」……23 頁以下を参照）がある場合 | } ……「非課税明細書」 | (第 44 号様式別表 2、非課税面積の内訳書) |
| (2) 課税標準の特例に該当する施設等（前述「7 課税標準の特例」……29 頁以下を参照）がある場合 | | |
| (3) 事業所部分に共用部分（前述「3 課税標準」 1 (3)……10 頁参照）がある場合 | } ……「共用部分の計算書」（第 44 号様式別表 4） | |

5 税額の更正及び決定等

(1) 期限内に申告書の提出がない場合 (法 701 の 58、法 701 の 49①)

申告期限までに申告書の提出がない場合は、調査により市長が申告すべき課税標準の及び税額を決定することがあります。

ただし、申告期限後であってもこの通知があるまでは、申告納付することができます。

(2) 修正申告・納付 (法 701 の 49②)

すでに確定した課税標準額等又は税額等が過少であったため、不足額が生じる場合は、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額を納付してください。

(3) 更正の請求 (法 20 の 9 の 3①)

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額等又は税額等の計算が法制の規定に従っていなかったこと、又は計算誤り等があったことにより、過大（非課税に係る事業所床面積等が過少である場合を含む。）となる場合は、法定納期限から 5 年以内に限り更正の請求ができます。（減額の修正申告は認められません。）

〔Ⅶ 実務問答 問 25……52 頁参照〕

9 税額のない方の申告・その他の申告について

1 税額のない方の申告

免税点以下であるため事業所税が課されない（納付税額がない）方でも、市内において事業を行っている方で次に該当する方は「8 申告及び納付について」の 2～4 に記載した要領に準じて、事業所税の申告事項（税額は除きます。）を申告してください。（条例第 117 条の 18②）

(1) 事業所床面積（非課税となる事業所床面積を含みます。）の合計床面積が 800 ㎡を超える者

(2) 従業者（非課税該当者を含みます。）の数の合計が 80 人を超える者

〔Ⅶ 実務問答 問 26……52 頁参照〕

2 事業所等の新設・廃止の申告 (法 701 の 52①)

市内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該新設又は廃止の日から 1 ヶ月以内にその旨を市長あて申告してください。（条例第 117 条の 19①）

3 事業所用家屋の貸付の申告 (法 701 の 52②)

事業所税の納税義務者（法人・個人を問いません。）に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該貸付けを行った日から 1 ヶ月以内にその貸付状況を申告してください。

なお、申告した貸付状況に異動が生じた場合にもその異動が生じた日から 1 ヶ月以内に申告が必要です。（条例第 117 条 19②）

Ⅲ 加算金及び延滞金

1 加 算 金

申告書を提出しなかったため市長が税額等を決定した場合又は申告書に記載した税額が過少であり市長が更正した場合などは、次のような加算金が課せられることがあります。

(1) 過少申告加算金 (法 701 の 61①)

申告書の提出期限までにその提出があった場合で、その後、当該申告税額が過少であるため市長が更正したとき又は修正申告書を提出したときは、更正又は修正申告により増加する税額の 10%相当額（更正又は修正申告により増加する税額が期限内申告税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える場合はその超える部分の税額の 5%相当額を加算した額）

(2) 不申告加算金 (法 701 の 61②③④)

申告書の提出期限後に、その提出があった場合や市長による税額の決定又は更正があった場合等においては、納付すべき税額の 15%相当額（納付すべき金額が 50 万円を超える場合はその超える部分の税額の 5%相当額を加算した額、納付すべき金額が 300 万円を超える場合はその超える部分の税額の 10%相当額を加算した額）

(3) 重加算金 (法 701 の 62)

過少申告加算金又は不申告加算金が課せられる場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて 35%相当額、不申告加算金に代えて 40%相当額

※不申告加算金及び不申告加算金に代えて課される重加算金について、3 期以上の不申告行為を一度に是正する場合、3 期目以降の納付すべき税額に 10%相当額を加算

2 延 滞 金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6%の割合(※)を乗じて計算した延滞金が課せられます。

ただし、上記期間のうち、次に掲げる期間については、年 7.3%の割合(※)を乗じて計算します。

(法 701 の 59②、法 701 の 60)

(1) 提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間
(2) 提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間
(3) 修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間
(4) 更正又は決定に係る税額	更正又は決定に係る税額の納期限までの期間又はその日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間

※平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 %の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合（上限年 7.3%）とします。令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 %の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合（上限年 7.3%）とします。

なお、延滞金の計算の基礎となる納付すべき税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を、その全額が 2,000 円未満である時ときはその全額を切り捨てるとともに、延滞金の額に 100 円未満の端数があるときは端数金額を、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

Ⅳ 非課税適用項目一覧表

(注) 1 本表は非課税対象・非課税要件の概要です。

2 法：地方税法 令：地方税法施行令 則：地方税法施行規則の略

[例] 701 の 34③(15)は地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 15 号の略

番号	対 象	要 件 等 (概 要)	適用の有無		関 係 条 文		
			資 産 割	従 業 割	法	令	則
1	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法（別表第 1）に規定する公共法人	○	○	701 の 34①		
2	公 益 法 人 等	法人税法（別表第 2）に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701 の 34②	56 の 22	
3	教 育 文 化 施 設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	701 の 34③(3)	56 の 24	
4	公 衆 浴 場	公衆浴場法に規定する公衆浴場で都道府県知事が入浴料を定めるもの	○	○	701 の 34③(4)	56 の 25	
5	と 畜 場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	701 の 34③(5)		
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	701 の 34③(6)		
7	水 道 施 設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	701 の 34③(7)		
8	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701 の 34③(8)		
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	701 の 34③(9)	56 の 26	
10	社会福祉施設等	保護施設、小規模保育事業用施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設、社会福祉事業用施設、包括的支援事業用施設、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業用施設	○	○	701 の 34③(10) ～(10)の 9	56 の 26 の 2 ～ 56 の 26 の 5	
11	農 林 漁 業 生 産 施 設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	701 の 34③(11)	56 の 27	24 の 3
12	農業協同組合等 共 同 利 用 施 設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	701 の 34③(12)	56 の 28	24 の 4

番号	対 象	要 件 等 (概 要)	適用の有無		関 係 条 文		
			資 産 割	従 業 割	法	令	則
13	卸 売 市 場 等	卸売市場法等に規定する卸売市場、指定場外保管場所、付設集団売場等	○	○	701 の34③(14)	56 の29	24 の5
14	電 気 事 業 用 施 設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する施設	○	○	701 の34③(16)	56 の32	
15	ガ ス 事 業 用 施 設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	701 の34③(17)	56 の33	
16	中 小 企 業 の 集 積 の 活 性 化 事 業 等 用 施 設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	701 の34③(18)	56 の34	24 の5 の2
17	中 小 企 業 の 産 業 の 国 際 競 争 力 強 化 事 業 用 施 設 等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	701 の34③(19)	56 の35	24 の5 の3 24 の5 の4
18	鉄 道 事 業 用 施 設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	701 の34③(20)	56 の36	
19	一 般 貨 物 自 動 車 運 送 事 業 等 施 設	一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般貨物自動車運送事業又は鉄道運送事業者若しくは航空運送事業者の貨物利用運送事業を行う者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	701 の34③(21)	56 の37	
20	自 動 車 ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナル用施設で、事務所以外の施設	○	○	701 の34③(22)	56 の38	
21	国 際 路 線 航 空 事 業 用 施 設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設	○	○	701 の34③(23)	56 の39	24 の6

番 号	対 象	要 件 等（ 概 要 ）	適用の有無		関 係 条 文		
			資 産 割	従 業 者 割	法	令	則
22	電 気 通 信 事 業 用 施 設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む者が当該電気通信事業の用に供する施設で事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	701 の34③(24)	56 の40	24の6の2
23	一 般 信 書 便 事 業 用 施 設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者が本来の事業の用に供する施設で信書便物の配達等に係る施設	○	○	701 の34③(25)	56 の40 の2	24の6の3
24	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○	701 の34③ (25 の2)	56 の40 の3	24の6の4
25	勤 労 者 の 福 利 厚 生 施 設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	701 の34③(26)	56 の41	24 の7
26	路 外 駐 車 場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される自動車駐車場	○	○	701 の34③(27)	56 の42	24 の8
27	原動機付自転車 等 駐 車 場	都市計画法に掲げる駐車場として都市計画に定められた原動機付自転車及び自転車の駐車場	○	○	701 の34③(28)		
28	高 速 道 路 事 業 用 施 設	東日本、首都、中日本、西日本、阪神又は本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設	○	○	701 の34③(29)	56 の42 の2	
29	消 防 用 設 備 等 及 び 防 災 施 設 等	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等	○	—	701 の34④	56 の43	24 の9
30	港 湾 運 送 事 業 用 施 設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	701 の34⑤	56 の46	24 の10

V 課税標準の特例適用項目一覧表

(注) 1 本表は特例対象・特例要件の概要です。

2 法：地方税法 令：地方税法施行令 則：地方税法施行規則の略

〔例〕701の41①(1)は地方税法第701条の41第1項第1号の略

番 号	対 象	要 件 等 (概 要)	適用の有無		関 係 条 文		
			資 産 割	従 業 割	法	令	則
1	協 同 組 合 等	法人税法（別表第3）に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701の41①(1)		
2	各 種 学 校 等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701の41①(2)		
3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—	701の41①(3)	56の53	24の11
4	産業廃棄物収集運搬事業用施設等	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3/4	1/2	701の41①(4)	56の53の2	
5	家 畜 市 場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	701の41①(5)		
6	生 鮮 食 料 品 価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	701の41①(6)	56の54	24の12
7	醸 造 業 の 製 造 用 施 設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等以外の施設	3/4	—	701の41①(7)	56の56	
8	木材市場、木材 保 管 施 設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は木材販売業者、製材業者等の用に供する木材保管施設	3/4	—	701の41①(8)	56の57	24の14
9	ホ テ ル ・ 旅 館 営 業 用 施 設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設（風俗関連営業施設を除く）	1/2	—	701の41①(9)	56の60	24の19
10	港湾施設のう ち 一 定 の も の	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	701の41①(10)	56の61	24の19

番 号	対 象	要 件 等 (概 要)	適用の有無		関 係 条 文		
			資 産 割	従 業 割	法	令	則
11	港 湾 施 設 の 上 屋 ・ 倉 庫	港湾法に規定する港湾施設のう ち、荷さばき用の上屋及び倉庫業 者がその本来の事業の用に供する 倉庫	3/4	1/2	701 の41①(11)	56 の62	
12	外 国 貿 易 用 コンテナー貨物 荷さばき用施設	外国貿易のための船舶により運送 されるコンテナー貨物に係る荷さ ばき用施設（11 の施設を除く）	1/2	—	701 の41①(12)		
13	港 湾 運 送 事 業 用 上 屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送 事業又は港湾荷役事業の用に供す る上屋（11 の施設を除く）	1/2	—	701 の41①(13)		
14	倉 庫 業 者 の 営 業 用 倉 庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がそ の本来の事業の用に供する倉庫 （11、18 の施設を除く）	3/4	—	701 の41①(14)		
15	タ ク シ ー 事 業 用 施 設	タクシー事業者がその本来の事業 の用に供する施設で、事務所以外 の施設	1/2	1/2	701 の41①(15)	56 の63	
16	公 共 飛 行 場 設 置 施 設	公共の飛行場に設置される施設 で、格納庫、運航管理施設、航空 機整備施設、貨物取扱施設等	1/2	1/2	701 の41①(16)	56 の64	24 の20 24 の6①
17	流 通 業 務 地 区 内 の 貨 物 積 卸 施 設 等	流通業務地区内に設置される貨物 積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等 の用に供する店舗等（18 の施設を 除く）	1/2	1/2	701 の41①(17)	56 の65	
18	流 通 業 務 地 区 内 の 倉 庫 業 者 の 営 業 用 倉 庫	流通業務地区内に設置される倉庫 で、倉庫業者がその本来の事業の 用に供する倉庫	3/4	1/2	701 の41①(18)		
19	特 定 信 書 便 事 業 用 施 設	民間事業者による信書の送達に関 する法律に規定する特定信書便事 業者がその本来の事業の用に供す る施設のうち一定のもの	1/2	1/2	701 の41①(19)	56 の66	24 の21
20	心身障害者多数 雇 用 事 業 所	心身障害者を多数雇用する一定の 事業所等で、重度障害者多数雇用 事業所施設設置等助成金等の支給 を受けているもの	1/2	—	701 の41②	56 の68	24 の22

(注) 3 法附則：地方税法本法附則 令附則：地方税法施行令附則 則附則：地方税法施行規則
附則の略

〔例〕 33⑤は地方税法本法附則第 33 条第 5 項の略

番 号	対 象	要 件 等 (概 要)	適用の有無		関 係 条 文		
			資 産 割	従 業 割	法附則	令附則	則附則
21	特定農産加工業者等の経営改善措置用等施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による特定農産加工業者等が実施する経営改善措置又は事業提携用の施設 ※令和 10 年 3 月 31 日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたものを対象とする 〔適用期間〕 法人：計画の承認を受けた日から 5 年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで 個人：計画の承認を受けた日から 5 年経過する日以後に最初に終了する年分まで	1/4	—	33⑤	16 の 2 の 8 ⑤	12 の 3③
22	特定事業所内保育施設	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく運営費に関する政府の補助を受けた者が行う特定事業所内保育施設 〔適用〕 法人：補助開始日の属する事業年度から、当該補助を受けなくなった日前に終了した事業年度まで 個人：補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなった日の属する年前の年分まで	3/4	3/4	33⑥		12 の 3④

VI 減 免

1 減免について

天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要と認める者、その他特別の事情がある者に限り金沢市税賦課徴収条例施行規則の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができます。

(法 701 の 57、条例第 117 条の 21、規則第 15 条の 3)

2 減免の判定

減免の適用を受け得る者か否かの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

3 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を減免を受けようとする事由を証明する書類を添付のうえ提出してください。

なお、減免申請は、事業所税の申告のつど申請の必要があります。又、期限内に提出がない場合は減免の適用は受けられませんのでご注意ください。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(1) 災害により著しい被害を受けた事業所用家屋	市長が必要があると認める額	
(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1の額	
(3) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者が当該事業の用に供する施設(当該者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合の当該施設に限る。)	資産割及び従業者割に、学校利用割合に2分の1を乗じて得た割合を乗じた額	学校利用割合とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数をいう。
(4) 酒税法(昭和28年法律第6号)第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1の額	

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(5) 法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下である場合の当該施設	資産割及び従業者割の全額	
(6) 旧中小企業振興事業団法(昭和42年法律第56号)の施行前において旧小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全額	
(7) 金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第18号)による改正前の金沢市産業振興資金融資条例(昭和32年条例第6号)第2条の2第6号若しくは第7号又は金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例(平成13年条例第26号)による改正前の金沢市産業振興資金融資条例第2条の2第5号に基づく融資を受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の3分の2の額	平成12年7月31日までに新築し、又は増築した場合に限る。
(8) 市が造成した工業団地内の土地を市から取得した者(当該土地を取得した者が法人の場合にあつては、その親会社又は子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社又は子会社をいう。第15号において同じ。)を含む。)が当該土地に新たに設置した施設(市内の既存施設の移転と認められる施設(以下この項において「市内既存事業所」という。)にあつては、当該移転前よりその事業所床面積が増加したと認められる施設に限る。)で、自ら事業を営むもの(事務所を除く。))	資産割及び従業者割(市内既存事業所にあつては、当該増加した分の事業所床面積に基づき算出した資産割及び従業者割。以下この項において同じ。))の2分の1(中小企業者(独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。第15号において同じ。))にあつては、資産割及び従業者割の3分の2)の額	新築し、又は増築した日から5年間適用する。ただし、土地取得の日から3年以内で、かつ、令和5年3月31日までに新築し、又は増築した場合に限る。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(9) 繊維工業及び衣服その他の繊維製品製造業を行う者で、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。)の用に供する施設	資産割の2分の1の額	
(10) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。)	資産割及び従業者割の全額	
(11) 農業協同組合で昭和51年10月1日前に合併があったものの本来の事業の用に供する施設で、当該合併前に存するもののうち、当該施設につき、当該施設をその本来の事業の用に供していた当該合併前の農業協同組合に対し、条例第117条の16の規定を適用したならば、当該規定に該当することにより、資産割が課されないこととなるもの(前号に掲げる施設を除く。)	資産割の全額	当該施設のうち、当該合併前に存する部分に限る。
(12) 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)第3条第1項に規定する物品を販売する施設	資産割の2分の1の額	
(13) 果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1075号)第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格(昭和49年農林省告示第567号)第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。)	資産割の2分の1の額	

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(14) 法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号に掲げる一般港湾運送事業若しくは同条第2号に掲げる港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全額	
(15) 金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例(平成3年条例第4号)第2条第1号に規定する金沢テクノパーク内において、市又は金沢市土地開発公社から土地を取得した者(当該土地を取得した者が法人の場合にあっては、その親会社又は子会社を含む。)で、同条例第2条第2号に規定する高度技術産業、同条第3号に規定する地域拠点産業又は同条第4号に規定する試験研究開発事業を営むと市長が認めるものが当該土地に新たに設置した施設で、自ら事業を営むもの(事務所を除く。)	資産割及び従業者割の2分の1(中小企業者にあっては、資産割及び従業者割の3分の2)の額	新築し、又は増築した日から5年間適用する。ただし、事業所の新設の日から10年を経過する日までに新築し、又は増築した場合に限る。
(16) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の全額	
(17) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1の額	
(18) 紙の製造業者の古紙又はパルプの保管施設	資産割の2分の1の額	
(19) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1の額	原材料の保管施設を除く。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(20) 家具の販売(製造を兼業とする場合を含む。)の事業を専ら行う者が商品の販売を行うための店舗	資産割の4分の1の額	
(21) 野菜、果実(梅に限る。)又は魚類の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰めその他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3の額	
(22) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により都市計画区域として指定された区域以外の区域に所在する事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の2分の1の額	
(23) その他市長が特に必要があると認める施設	市長が必要があると認める額	

VII 実 務 問 答

課 税 客 体

1 課税客体を事業とした理由について

問 事業所税の課税客体を事業とした理由を教えてください。

答 事業所税は、事務所・事業所の集中によってもたらされる都市環境の整備に要する財政需要に充てるため、大都市に所在する事務所、事業所において事業を行う者に対してその負担を求めようとするものです。

すなわち、事業所税は、大都市地域における都市機能の回復という特別な財政需要の原因者をとらえて、それらの財政需要に応じるための財源を求めようとしているものです。

2 （事業所用）家屋とは

問 屋根だけの設備の車庫や未登記の建物は課税対象となりますか。

答 事業所税の課税対象である事業所用家屋となるかどうかは、不動産登記法上の家屋（＝固定資産税の課税対象となる家屋）に該当するかどうかにより判定します。

したがって、設問の車庫や未登記の建物であっても、不動産登記法上の家屋として登記の対象となり得るものである限り事業所税の課税対象となります。

3 事業所税は毎事業年度ごとに課税

問 新築した事業所を事業年度末までに事業所用家屋として使用した場合、当該事業年度に係る事業所税の資産割分は申告納付しなければならないのでしょうか。

答 事業所税は大きく分けて資産割と従業者割とから成り立っています。

事業所税は、法人又は個人の行う事業を課税客体として事業所等の集中によってもたらされる都市環境の整備等に要する財政需要に充てるため事業所等において事業を行う者に対して毎事業年度（個人の場合は毎年）課税するものであるため、ある事業年度の中途において新築した事業所用家屋についても、当該事業所用家屋を当該事業年度末において事業所用家屋として使用している場合は、当該事業所用家屋について当該事業年度分の事業所税を申告納付することとなります。

納 税 義 務 者

4 不動産の貸ビル所有者に対する課税について

問 不動産業の貸ビルの所有者は事業所税の納税義務者となるのか。また、空室がある場合でも課税されることになるのですか。

答 事業所税は、事業所等において事業を行う者に課税することとしているが、貸ビルの貸室に係る部分は貸ビル業者が事業所などの用に供しているものとは解さずに、当該貸室を借りて事業を行う者すなわち使用者に課税されるものです。

なお、貸ビルの所有者が自ら使用する事業所等の床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、当該貸ビルの所有者にも課税されることになります。

また、貸ビルのうちに空室がある場合には、その空室部分については事業を行う者が存在しないので、事業所税の課税対象とはなりません。

5 共同事業の場合の納税義務者

問 A、B両社が、共同で研究所を設立し、A社は、その研究所の施設を提供し、B社は研究員の給料を支払っている。この場合の事業所税の納税義務はどのようにになりますか。

答 設問の研究所は、A、B両社の共同事業に係る事業所等に該当すると考えられます。この場合、この研究所についての事業所税に関しては、A、Bともに連帯納税義務があるということになります。

なお、当該共同事業に係るA社、B社おのこの課税標準の算出、免税点の判定は次の算式により行います。

①課税標準

事業所床面積 = 当該研究所の事業所床面積 × 損益分配の割合（その割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合）

従業者給与総額 = 研究員等に支払った従業者給与総額 × 損益分配の割合（その割合が定められていない場合は、出資の価額に応ずる割合）

②免税点

当該研究所の事業所床面積
又は研究員等の数 × 損益分配の割合 その割合が定められていない場合は、出資の
価額に応ずる割合

6 委託事業の場合の納税義務者

問 A社は、業務の一部を別会社のB社に委託し、委託料をB社に支払っています。B社は自社の工場及び従業員を使用して委託した事業を行っている場合の委託事業に係る納税義務者はA社、B社のいずれになりますか。

答 委託事業の場合は、一般的には受託者が事業を行っていると考えられます。設問の委託事業も、受託者B社の工場において、B社の従業員がB社の事業として実施しているものと認められますので、B社が納税義務者となります。

課税標準（資産割）

7 貸ビル等の共用部分の範囲

問 貸ビル等の一部を借りている場合において、ビル全体の廊下、階段、エレベーター室等の床面積は全入居者の共用部分となりますか。また、特定の階の廊下等は、その階の入居者のみの共同部分とすればよいのですか。

答 貸ビル等における階段、エレベーター室、エレベーター室前ホール、機械室、電気室等は、原則として入居者全員に係る共用部分となります。

なお、1グループに係る共用部分と他のグループに係る部分とが明確に区分できる場合は、それぞれのグループの共用部分として取扱われます。

8 貸ビル等の中に場所指定の駐車場がある場合の取扱い

問 貸ビル等の中に場所指定の駐車場がある場合には、テナントの専用床面積になりますか、また、その場合駐車場の通路等駐車場の共用部分は何によってあん分するのでしょうか。

答 設問の場合は、それぞれ指定された部分の駐車場の床面積はそれぞれのテナントの専用部分になります。

なお、その場合の駐車場の通路等の共用部分の床面積は、駐車場を使用するテナントの間で、それぞれが専用している駐車場の床面積によってあん分することになります。

9 新設又は廃止と月割課税

問 同一敷地内に所在する工場内の数棟のうち一棟が事業年度途中で廃止されたがこの廃止部分については月割で課税されるのですか。

答 事業所税の月割課税の対象となる新設又は廃止とは、同一敷地内において機能上一体と認められる部分（例えば本社、支店、営業所等の単位）を一単位の事業所等とし、この全体についての新設又は廃止をいいます。

したがって事例のような場合一単位の事業所等のうち一部分の床面積の増減については月割課税しないことから、事業年度末日現在の床面積が課税標準となるものです。

10 事業所税の資産割の月割課税について

問 A市において500㎡の事業所を使用していた法人（事業年度末日：5月31日）が、事業所建替えのため、これを取壊し、7月1日にB市の仮事務所へ転出し、更に翌年2月1日にA市に1,500㎡の新社屋が完成し、移転した。なお、所在地変更の届は提出していない。A市に対する事業所税資産割の算出は、どのようなになるのですか。

答 事業所等とは、事業の行われる場所のことであるから、当該場所が移動した場合には、事業所等の新設又は廃止としてとらえ、月割課税を行うこととなります。
よって $(500 \text{ ㎡} \times 1/12 + 1,500 \text{ ㎡} \times 3/12) \times 600 \text{ 円}$ となります。

課 税 標 準（従業者割）

11 従業者給与総額の算定と発生主義

問 従業者割の課税標準は従業者給与総額とされていますが、その算定にあたっては、発生主義と現金主義のいずれによって算定するのですか。

答 従業者給与総額の算定は、会計処理上のいわゆる発生主義で算定すべきものです。したがって、現実に従業者に現金が支払われていなくても、会計上未払金として計上されているものについては、従業者給与総額に算入されます。

なお、未だ支払い義務が発生していない期末賞与等について、引当金として計上している場合は、未払金として計上されていないのですから従業者給与総額に含まれません。

12 通勤手当、住居手当等の取扱い

問 次に掲げる手当等は、従業者給与総額に算入されますか。

- (1) 通勤手当
- (2) 住居手当
- (3) レクリエーションの費用
- (4) 観劇等の入場券の交付
- (5) 永年勤続者の表彰記念品
- (6) 食事代（食券交付）

答 従業者割の課税標準である従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額とされています。（法701の31①(5)）

この範囲は、所得税法上の給与所得の範囲とほぼ同様（歳費、年金及び恩給を除く点で異なります。）です。

したがって、これらの手当等は次のように取り扱います。

- (1) 通勤手当及び住居手当は従業者給与総額に含まれます。ただし所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当については従業者給与総額に含まれません。
- (2) 設問(3)～(6)については、従業者給与総額に含めないことになります。

なお、(6)の食事代を現金支給している場合の当該金額は従業者給与総額に含まれます。

税 率

13 事業所税の税率について

問 事業所税の税率は一定税率とされているのはなぜですか。

答 事業所税は、大都市に共通の都市環境整備のための財政需要に充てることを目的とする目的税であり、課税団体も限られており都市によって財政需要の態様が著しく異なるということとは一般的には考えられないこと及び国税、地方税を通ずる法人の総合税負担をも考え合わせたことによるものです。

免 税 点

14 免税点について

問 免税点は基礎控除と考えてよいのですか。

答 事業所税における免税点の制度は、中小零細業者の負担を排除するため設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。

したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が 1,500 m²の場合には免税点を超えることになりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の 1,500 m²が課税対象となるものです。

15 非課税又は課税標準の特例の適用がある場合の免税点の判定

問 免税点の判定にあたって、非課税又は課税標準の特例該当部分については、除外してよろしいですか。

答 非課税は、もともと法の適用除外を定めたものであることから、免税点の判定にあたっては非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ控除した後の床面積又は従業者数によって判定します。

また、課税標準の特例規定については、もともと負担の軽減を図る趣旨であることから、免税点の判定にあたっては、特例規定の適用前の床面積又は従業者数によって判定します。

16 資産割の月割計算と免税点の判定

問 事業所税のうち資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合にはその月数に応じて事業所床面積をあん分して算定することとされていますが、免税点の判定の場合もこのようにあん分して算定した結果に基づいて判定を行うことになりますか。

答 免税点の判定においては、資産割の課税標準の算定における月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により免税点の判定を行うものです。この結果、免税点を超えて課税されることとなる場合に、設問のように算定期間の月数によりあん分して課税標準を算定することになるものです。

17 同族会社のみなし共同事業の免税点の判定について

問 特殊関係者を有する法人A社（同族会社）とその特殊関係者B C D社のみなし共同事業の免税点判定及び課税標準は次の場合にはどうなりますか。

A社 3,000 m ²	B社	C社 200 m ²
	100 m ²	D社 200 m ²
		A社 300 m ²

答 みなし共同事業に係る課税標準の算定については、当該事業は、特殊関係者が単独で行うものとみなされます。したがって、A社の免税点判定は（3,800 m²）課税標準は（3,300 m²）となります。

18 従業者数の変動の激しい場合の従業者割の免税点の判定

問 当社は、事業年度（3月、9月決算）期間中の従業者数の変動が激しく、令和2年3月期における各月末の従業者数は次の通りです。

このような場合も事業年度の末日における従業者数によるものですか。

（事業年度）	（従業者数）	（事業年度）	（従業者数）
令和元年 10月	50人	令和2年 1月	120人
11月	46人	2月	126人
12月	60人	3月	132人

答 従業者割の免税点の判定は、原則として、課税標準の算定期間の末日における従業者数が100人以下であるかどうかにより行うことになりますが、設問の場合のように、当該課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者数のうち最大であるものの数値が、当該従業者数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事業所等については、次によって免税点を判定することになります。

$$\frac{\text{当該課税標準の算定期間に属する各月末の従業者数の合計数}}{\text{当該課税標準の算定期間の月数}}$$

したがって、設問の場合は、 $\frac{534 \text{ 人 (10月～3月)}}{6 \text{ 月}} = 89 \text{ 人}$ となるので、事業年度の

末日における従業者数が100人を超えていても従業者割は課税されないことになります。

19 課税標準の算定期間の中途に課税施設となった場合の資産割、従業者割

問 当初、課税の対象とされない事業所等であったものが、事業年度の中途において事業所用家屋の用途が変更されたこと等により、課税標準の算定期間の末日においては課税の対象となる事業所等となった場合、免税点の判定、事業所床面積及び従業者給与総額の算定はどのように行われるのですか。

答 (1) 資産割については、当該課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により免税点の判定を行い、当該面積が課税標準となります。
(2) 従業者割については、当該課税標準の算定期間の末日の従業者数により免税点の判定を行い、課税標準の算定期間のうち課税の対象となる事業所等に係る期間に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

20 従業者割の免税点判定における従業者の範囲

問 免税点の判定において、次のような従業者の取扱いについてはどう扱うのですか。

(1) 出向社員

- ① A社の社員がB社に出向し、給与等はA社が支払い、B社はA社に対して当該給与相当分を指導料として支払っている場合
- ② A社の社員がB社に出向しており、給与等はA社及びB社がそれぞれ一部ずつ支払っている場合

(2) 数社の役員を兼務する兼務役員

(3) 無給の役員

(4) パートタイマー

(5) 日々雇用等の臨時の従業者

(6) 課税区域外の建築現場事務所等へ派遣されている職員

(7) 保険外交員のように給与所得と事業所得を有する従業者

(8) 休職中の従業者

答 設問の場合における従業者等は、それぞれ次のように取扱うことになります。

(1)の場合

①については出向先の会社が出向元の会社に対して当該者の給与相当分を指導料として支払っている場合で法人税法上、当該指導料等が給与として取り扱われる場合は出向先の会社の従業者に含まれることになります。なお、これ以外の場合は出向元の会社の従業者に含まれることになります。

②については、主たる給与等を支払う会社の従業者に含まれることになります。

(2)の場合 (3)に該当する場合を除き、それぞれの会社の従業者に含めます。

(3)および(4)の場合 従業者に含まれません。

ただし、他の従業者によって免税点を超えた場合は当該パートタイマーに支払われた給与等は、課税標準となる従業者給与総額に含まれます。

(5)の場合 従業者に含めます。

(6)の場合 従業者に含めません。

(7)の場合 従業者に含めます。

(8)の場合 当該休職者に給与等が支給されている場合は従業者に含めます。

非 課 税

21 福利厚生施設の範囲

問 福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

答 (1) 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的には福利厚生施設として取扱って差し支えありません。

(2) 更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、当該施設が当該事業所等の業務用の施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取扱って差し支えありません。

(3) 研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

(4) 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものですので課税の対象とはなりません。

22 事業所税における福利厚生施設の取扱いについて

問 事務室の一部を移動用ロッカーで区切って、更衣室としている。また、メーカーから貸与されている清涼飲料用の自動販売機を廊下の一角に設置している。これらの占有する床面積を、福利厚生施設の床面積として、非課税規定を適用して差し支えないでしょうか。

答 設問の場合の更衣室は、単に事務室の一部を移動用ロッカーで区切ったにすぎないものであり、他の場所へ移動することも考えられます。

また、自動販売機についても、一般的には、お尋ねのようにメーカーから貸与されているものであり、廊下あるいはホールの一隅に設置されているような場合は、他の場所へ移動することも考えられるものです。このように一定の場所に固定しない更衣室及び自動販売機の占有する床面積を福利厚生施設にかかる非課税として事業所用家屋の床面積から控除することは適当ではありません。

23 非課税対象施設は限定されている。

問 オフィスビルに設けられた避難階段、避難のためのバルコニー等の避難施設は、防災施設として当該部分は非課税になりますか。

答 避難施設として非課税とされているのは百貨店・旅館等の一定の防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設について非課税とされています。したがって、当該オフィスビルが消防法施行令別表第一（十六）項イに掲げる複合用途防火対象物に該当する場合は別として、オフィスビルに設けられた避難施設は非課税とはならないものです。

申告及び納付について

24 事業所税は、事業所ごとではなく、一括して申告納付

問 当社は、金沢市内に本社をはじめ5か所の事業所を有しておりますが、これら5か所の事業所がそれぞれ免税点を超えている場合であっても、事業所税の申告納付は合算して本社で行わなければなりませんか。

答 事業所税については、法人にあつては各事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間の事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を課税団体の長に提出し、その申告した税額を納付しなければならないものとされています。この場合において、申告しなければならない課税標準額とは、資産割にあつては、当該事業年度又は個人に係る課税期間中においてその者が課税団体の区域内に有し、又は有していた各事業所等の合計面積、従業者割にあつては当該各事業所等の従業者給与総額の合計額とされていますので、設問の場合において、事業所税の申告納付は本社及び支社等の5か所の事業所等の事業所床面積及び従業者給与総額をそれぞれ合算して本社において行うこととなります。

25 税額の更正等

問 申告書の提出後、納税者自身がその内容に誤り等を発見した場合は、どうすればよいのですか。

答 (1) 誤り等の修正によって税額が増加する場合

申告書の提出後に課税標準額又は税額が少なかったことに気づいた場合は、前の申告を修正するため修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければなりません。

(2) 誤り等の修正によって税額が減少する場合

申告書の提出後に課税標準額又は税額が多すぎたことに気づいた場合は、正しい課税標準額又は税額に直すように法定納期限から5年以内に限り、課税団体の長あてに更正の請求をすることができます。

その他の申告

26 税額がない場合でも申告する必要がある場合

問 免税点以下であることにより、納付すべき事業所税額がない場合には、申告する必要はありませんか。

答 事業所税については、地方税法において、納付すべき事業所税額がない者に対しても、事業所税の課税団体の条例の定めるところにより申告書を提出させることができる旨定められていますので、当該課税団体において条例の定めがある場合は、たとえ事業所税額がない場合であっても申告する必要が生じてくる場合があります。

金沢市においては、条例により事業所床面積が800㎡を超え、又は従業者数が80人を超える場合には申告することを義務づけています。

27 会社が合併した場合の課税標準の算定について

- 問 次のような会社の合併の場合、事業所税の課税はどうなりますか。
なお、合併した両社は共に免税点を超える事業所床面積及び従業者を有します。
- (1) A社がB社に吸収合併された場合
 - (2) A社とB社が対等合併し、C社を設立した場合

答 設問の場合の事業所税の課税は次のようになります。

1 異なる敷地の場合

(1) の場合

B社の免税点の判定においては、旧A社に係る事業所床面積及び従業者数を加算して判定すべきものであるが、課税標準の算定においては、資産割については課税標準の算定期間の中途において事業所等が新設されたものとして月割計算を行い、従業者割についてはB社が直接支払った給与等のみを課税標準として取り扱うのが適当です。

(2) の場合

A社、B社及びC社について、それぞれ事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業者給与総額を課税標準として課税します。

2 同一敷地の場合

(1) の場合

B社については事業年度の末日における事業所床面積及び当該事業年度の期間中に支払われた従業者給与総額（旧A社の社員についてはB社において合併後に支払われた従業者給与総額が対象となります。）を課税標準として課税することとなります。

A社については当該事業の廃止の日における事業所床面積及び当該廃止の日までに係る期間中にA社の社員に支払われた従業者給与総額を課税標準としてそれぞれ課税します。

(2) の場合

「異なる敷地の場合」に同じ。

VIII 事業所税の申告書・申請書の様式等

《申告又は申請の種類の期限》

種 類	区 分	様 式	期 限
(1) 事業を行う者	ア 事業年度の終了 (個人の場合は毎年)	地方税法施行規則第 44 号様式	2 月以内 (個人の場合は毎年 3 月 15 日まで)
	イ 事業所の新設又は 廃止	金沢市税賦課徴収条例 施行規則第 60 号様式	新設又は廃止の日から 1 月以内
(2) 事業所用家屋 を貸付けている者	事業所用家屋の貸付け	金沢市税賦課徴収条例 施行規則第 61 号様式	貸付けを行った日から 1 月以内

(注) 納付税額がない場合も市の条例により一定の要件に該当すると申告義務がありますので
ご注意ください。

◎ 申告書等用紙は、金沢市のホームページからダウンロードできます。

金沢市HP > 申請書ダウンロード > 事業者向けの申請書 > くらし・手続きに関する申請書
> 市税



申請書等ダウンロード

事業所税の申告様式等記載例（第4号様式及び添付書類）

設 例

法人名：〇〇倉庫株式会社（事業期間：令和●年1月1日～令和●年12月31日）

事業年度末日における事業所床面積及び当該事業年度中に支払われた従業者給与総額等の状況は次のとおり。

1 本 社

貸しビル（△△ビル）にテナントとして入居し、事務所として使用。当該ビルは特定防火対象物に該当しない。

(1) △△ビルの総専用床面積（建物の総床面積 3,400 m ² ）	3,000 m ²
(2) 〇〇倉庫棟の専用床面積	1,200 m ²
(3) 当該ビルの総共用床面積（非課税にかかる共用床面積を含まない）	400 m ²
(4) (2)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積	149.80 m ²
(5) 本社勤務従業者数（役員・年齢65歳以上の者も含む）	86人
(6) 上記(5)の者に支払われた給与総額	182,636,824円
ア (5)のうち、役員以外の者で年齢65歳以上の者及び政令で定める障害者	8人
イ 上記アの者に支払われた給与総額	38,774,562円

2 駅西支店

自社所有で令和●年3月15日に事業を開始した。

(1) 事業所床面積	500 m ²
(2) 従業者数（パートタイマー ^(注1) 4人含む）	38人
(3) 上記(2)の者に支払われた給与総額	54,153,942円

3 森本倉庫

自社所有で令和●年9月15日に事業を開始した。

(1) 事業所床面積	12,000 m ²
＝11,800 m ² （倉庫床面積）＋200 m ² （事務所床面積）	
(2) 特例控除床面積	8,850 m ²
＝11,800 m ² （倉庫業法に規定する倉庫業者の倉庫の特例対象床面積）×3/4	
(3) 従業者数（アルバイト ^(注2) 1人含む）	5人
(4) 上記(3)の者に支払われた給与総額	2,654,605円

4 泉野営業所

自社所有の1階建ての事務所。令和●年5月10日に廃止し取り壊した。

(1) 事業所床面積	300 m ²
(2) 従業者数	10人
(3) 上記(2)の者に支払われた給与総額	8,848,683円

(注1) 時間給で、1勤務日の勤務時間が6時間程度以下の者

(注2) 日々雇用等の臨時従業員で、(注1)のパートタイマーにあたらない者

1 資産割

ア 免税点判定…事業年度末日現在の市内における事業所床面積（非課税床面積を除く）の合計が1,000 m²を超える場合課税される。

本 社 = (1,200 m² + 160 m²) - 149.80 m² = 1,210.20 m² ①
(専用床面積) (共用床面積) (非課税床面積)

駅西支店 = 500 m² (非課税床面積なし) ②

森本倉庫 = 12,000 m² (非課税床面積なし) ③

① + ② + ③ = 13,710.20 m² > 1,000 m² (免税点超)

イ 課税標準

本 社 = 1,210.20 m² ④

駅西支店 = 500 m² × 9/12 (月割) = 375.00 m² (1/100 m²未満切捨て) ⑤

森本倉庫 = (③ - 8,850 m²) × 3/12 (月割) = 787.50 m² (1/100 m²未満切捨て) ⑥

泉野営業所 = 300 m² × 5/12 (月割) = 125.00 m² (1/100 m²未満切捨て) ⑦

④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ = 2,497.70 m²

ウ 税額 (資産割額)

2,497.70 m² × 600 円 = 1,498,620 円

2 従業者割

ア 免税点判定…事業年度末日現在の従業員数（役員以外の者で年齢65歳以上の者及び障害者並びに非課税従業者を除く）が100人を超える場合課税される。

本 社 = 86 人 - 8 人 = 78 人 ①

↳ (年齢65歳以上で役員以外の者4人・障害者で役員以外の者4人)

駅西支店 = 38 人 - 4 人 = 34 人 (パートタイマー4人を除く) ②

森本倉庫 = 5 人 (アルバイト1人含む) ③

① + ② + ③ = 117 人 > 100 人 (免税点超)

イ 課税標準

本 社 = 182,636,824 円 - 38,774,562 円 = 143,862,262 円 ④

駅西支店 = 54,153,942 円 (パートタイマー4人分も含む) ⑤

森本倉庫 = 2,654,605 円 (アルバイト1人分も含む) ⑥

泉野営業所 = 8,848,683 円 ⑦

④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ = 209,519,000 円 (1,000 円未満切捨て)

ウ 税額 (従業者割額)

209,519,000 円 × 0.25/100 = 523,797 円 (1 円未満切捨て)

3 事業所税額 (納付税額)

1,498,620 円 + 523,797 円 = 2,022,400 円

(資産割額) (従業者割額) (100 円未満切捨て)

4 申告納付期限 事業年度終了の日から2ヶ月以内

本店の所在地及び金沢市内の事業所等が支店の場合、市内の主たる支店の所在地を記載します。電話番号も併せて記載します。

個人の方は個人番号を、法人の方は法人番号を記載します。個人番号は左側を「文字」空けて記載します。

別表1(事業所等明細書)の②(事業所が2以上ある場合はこれらの合計とします。)の事業所床面積で本表の①又は②に対応するそれぞれの数値を記載します。

別表2(非課税明細書)の⑦(事業所等が2
以上ある場合はこれらの合計とします。)の
床面積で本表の③又は④に対応するそれぞ
れの数値を記載します。

別表3(課税標準の特例明細書)の⑤の合計(事業所等が2以上ある場合は⑥に对应する計とします。)で本表の⑤又は⑥に对应するそれぞれの数値を記載します。

課税標準の算定期間が12月未満の場合は①-③-⑤の数値に算定期間の月数/12月を乗じて得た数値を記載します。
(例)決算期変更等

各事業所の②-④-⑤の数値(算定期間が2月未満の場合は、算定期間の月数/12月をさらに乗じた数値)に次の割合を乗じた数値を記載します。

(1)算定期間の中途において新設された事業所等(③を除く。)

新設の日の属する月の翌月から、算定期間の末日の属する月までの月数

(2)算定期間中途において廃止された事業所等(③を除く。)

(3)算定期間の中途において新設され、かつ廃止された事業所等
新設の日の属する月の翌月から
当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数

※法……〔地方税法〕
令……〔地方税法施行令〕

「非課税面積の内訳書」の記載例

事業所等 名称	事業所等 所在地
別表1（事業所等明細書）に対応する事業所等の名称及び所在地を記載します。	
本社	広島市東区三丁目一〇番地
1 勤労者の福利厚生施設（法第701条の33第3項第26号）の内訳	2 特定防火対象物（百貨店、旅館その他多数の者が出入りする施設）に設置される消防用設備等（法第701条の34第4項）の内訳
食堂	消火設備
休憩室（業務用施設であるとして認められるもの以外）	警報設備
更衣室（業務用施設であるとして認められるもの以外）	避難設備
喫食室	防火水槽
その他	排煙設備、連結散水設備
計	避難階段、特別避難階段、非常用進入口
記載要領	防災に関する設備等
	合意が非課税
	非常用エレベーター
1 この内訳書は、法第701条の33第3項第26号又は法第701条の33第4項に該当する場合のみ記載すること。	条例の規定に基づき設置する避難通路で、スプリンクラー設備の有効範囲内に設置するもの
2 この内訳書の合計は第14号様式附表2（非課税明細書）のそれぞれ条目に相当する数値と一致すること。	(X1/2)
3 福利厚生施設には社員寮及び社宅のように人の居住の用に供するものは含まれないものであること。	(X1/2)
	地下、地上又は避難階・直通する階段、屋外の出入口
	(X1/2)
	中央管理室
	(X1/2)
	動力機等は防火扉で区画された階段、エレベーター、ダクトスペース
	(X1/2)
	その他の
	(X1/2)
	計
	④
合	計
	⑦+④
	149 80

第44号様式別表3「課税標準の特例明細書」の記載例

[illegible]

第44号様式別表 4 「共用部分の計算書」の記載例

別表1（事業所等明細書）に対応する事業所等の名称及び所在地を記載します。	共用部分の計算書		令和●●年1月1日から令和●●年12月31日まで	氏名又は名称 個人番号	〇〇倉庫(株)
	事業所等の名称	事業所等の所在地	〇〇倉庫(株)	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.3	
提出用	事業所等の名称	事業所等の所在地	〇〇倉庫(株)	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.3	
共用部分以外部分(専用部分)で⑤の欄の共用部分に因連する専用部分の延べ面積(1㎡の1/100未満は切り捨てます。)を記載します。	専用部分の延べ面積	①	3,000.00	③	内 訳
①の専用部分の延べ面積のうち、この計算書に係る事業所部分の延べ面積(専用床面積)を記載します。	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	1,200.00	③	内 訳
③の欄の数値を記載します。	非課税に係る共用床面積	③		③	内 訳
共用部分の延べ面積のうち③の欄の数値(非課税に係る共用床面積)以外の部分の床面積を記載します。	③以外の共用床面積	④	400.00	③	内 訳
	共用床面積の合計(③+④)	⑤	400.00	③	内 訳
	事業所床面積となる共用床面積(④×②/①)	⑥	160.00	③	内 訳
	事業所等名称	事業所等所在地	〇〇倉庫(株)	1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11.12.3	
	専用部分の延べ面積	①		③	内 訳
	①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		③	内 訳
	非課税に係る共用床面積	③		③	内 訳
	③以外の共用床面積	④		③	内 訳
	共用床面積の合計(③+④)	⑤		③	内 訳
	事業所床面積となる共用床面積(④×②/①)	⑥		③	内 訳

⑦⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載します。

共用部分の床面積(共用床面積)のうち、令56の43②に掲げる消防用設備等に係る床面積を記載します。

共用部分の床面積のうち、令56の43③(1)イ、(4)及び(5)イに掲げる避難階段及び非常用エレベーター等に係る床面積を記載します。

共用床面積のうち、令56の43③(1)ロ、(2)、(3)及び(5)ロに掲げる設備等に係る床面積に1/2を乗じて得た床面積を記載します。

共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載します。

※令……〔地方税法施行令〕



市第六十号様式

事業所等の新設（廃止）申告書

(宛先) 金 沢 市 長

令和 ● 年 9 月 20 日

申 告 者	住所(所在地)	(電話番号 076-220-2168)															
	(フリガナ) 氏名(名称)	金沢市広坂1丁目1番1号										法人の代 表者氏名	金沢太郎				
	法 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	この申告 係名	経理課	
事 業 種 目	倉庫業										に 応 答 す る 係 等	氏名	金沢次郎				
資 本 の 金 額 又 は 出 資 金 額	8,800 万円																
事 業 年 度 又 は 課 税 期 間	令和 ● 年 1 月 1 日から 令和 ● 年 12 月 31 日まで																
次のとおり事業所等を 新設 廃止 しましたので、金沢市税賦課徴収条例第117 条の19 第1 項の規定により申告します。																	
新 設 廃 止 し た 事 務 所 ・ 事 業 所	所 在 地	金沢市南森本町ヌ 33 番地															
	名 称	森本倉庫															
	用 途	営業倉庫															
	新 設 (廃止) 年 月 日	令和 ● 年 9 月 15 日															
	自 己 の 所 有 で な い 場 合 そ の 所 有 者	住 所 (所在地)										氏 (フリガナ) (名 称)					
		床 面 積										従 業 者 数					
新設 (廃止) した 事務所・事業所 ①		12,000.00 m ²										5 人					
既 存 の 全 て の 事務所・事業所 ②		1,860.00 m ²										120 人					
合 計 (①+②)		13,860.00 m ²										125 人					

注 この申告書は、新設又は廃止の日から1月以内に提出してください。

受付印

事業所用家屋の貸付等申告書

(宛先) 金 沢 市 長

令和●年 5 月 1 日

(電話番号 220-2163)

申 告 者	住所（所在地）	金沢市幸町12番1号		この申告 に係る 不動産課	
	(フリガナ)	イシカワブッサン			
	氏名（名称）	石川物産株式会社			
	法人番号	1:2:3:4:5:6:7:8:9:0:1:2:9			
	法人の代表者氏名	石川 太郎	に 応 答 す る 係 等	氏名	石川 花子

次のとおり事業所用家屋 ~~を貸し付けていますので~~、金沢市税賦課徴収条例
の貸付に異動がありましたので
第117条の19 第2項の規定により申告します。

貸 付 対 象 家 屋	所 在 地	金沢市広坂1丁目1番1号		
	名 称	△△ビル		
	延 床 面 積	3,400 m ² 00	内訳	専 用 部 分 3,000 m ² 00 共 用 部 分 400 m ² 00
使 用 者		貸 付 ・ 異 動		
住 所 （ 所 在 地 ）		専 用 床 面 積	区 分	年 月 日
金沢市広坂1丁目1番1号		1,200 m ² 00	新貸・旧貸	
東京都千代田区平河町1-1-1		500 00	新貸・旧貸	R●.4.15
長野市緑町1613		500 00	新貸・旧貸	R●.4.10
金沢市長町2-2-43		300 00	新貸・旧貸	R●.4.3
自 社		300 00	新貸・旧貸	
空室		700 00	新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	
			新貸・旧貸	

貸付先を記入。多数の場合は、必要事項を記載した明細書を添付していただき、「使用者」欄に「別紙明細のとおり」と記入していただくこともできます。

現在、貸付先が決まっていない場合は、「空室」と記入し、貸付先が決まり次第、提出をしていただくことになります。

貸し付けた日
もしくは変更が
あった日を記入

- (注) 1 この申告書は、貸付けを行った日又は異動を生じた日から 1 月以内に提出してください。
- 2 貸付対象家屋が、他の場所にある場合には、別の申告書の用紙に記載してください。
- 3 この申告書には、家屋の平面図を添付してください。
- 4 新たに貸付けた場合、又は初めてこの申告書を提出する場合には、新貸に○印を付けてください。
貸付をやめた場合には、旧貸に○印を付けてください。

市第六十一号様式

(別 紙)

事業所用家屋の明細書

貸付対象家屋の名称		金沢市広坂1丁目1番1号			
貸付対象家屋の所在地		△△ビル			
専用部分の床面積 ①		3,000.00	共用部分の床面積 ④		400.00
専用部分の内訳	事業所等として使用する床面積 ②	3,000.00	共用部分の内訳	非課税に係る床面積 (下表オ) ⑤	30.00
	住宅として使用する床面積 ③			非課税以外に係る床面積 (④-⑤) ⑥	370.00

※共用部分の非課税に係る床面積の内訳

特定消防 施設 防火 設備 等 に 対 し て 設 置 さ れ た 消 防 用 設 備 等	消防設備等に係る共用床面積		ア		m ²
	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	イ		
		2分の1が非課税となる共用床面積	ウ	(×1/2)	
	その他の非課税に係る共用床面積		エ		30.00
計			オ		30.00

※ この明細書は、「事業所用家屋の貸付等申告書」（以下、貸付申告書という。）を初めて提出する家屋、及び明細に記載する内容に異動があった家屋について、平面図と共に貸付申告書に添付してください。

※ 上記の表内の「特定防火対象物に設置される消防用設備等」とは、消防法第17条第1項に規定する防火対象物で、多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物（「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備等及び防災施設等で一定のものをいいます。これらに該当すると思われる場合は、市役所市民税課までご相談ください。

なお、特定防火対象物に該当しない事業所用家屋に当該消防用設備等が設置されていても、それらは非課税に該当しませんのでご注意ください。

非課税についての詳細は「事業所税申告の手引き」（金沢市HPよりダウンロードいただけます。）に記載しております。

※ 金 沢 市 民 憲 章 ※

金沢を愛するわたくしたちは、兼六園の四季のいろどり、犀川・浅野川の清い流れ、山や街の豊かな緑、かおり高い伝統文化を誇りとし、希望と活力にみちたはたらく基盤と、創造性あふれる教育・文化の華さくまちづくりにつとめます。

1	ひらこう	世界と未来に	心の窓を
1	めざそう	いきいきと明るい	くらしの創造を
1	まもろう	美しい心と	ふるさとの自然を
1	つなごう	みんなの力で	まちづくりの手を
1	きずこう	個性ゆたかな	あすの金沢を

事業所税についてのお問い合わせ先

金沢市 総務局 市民税課

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

電話 (076)220-2168 (直通)

FAX (076)220-2154

メール shiminzei@city.kanazawa.lg.jp